

4 都市計画関係条例等

《秋田市都市計画審議会条例》

昭和 44 年 12 月 25 日
条例第 23 号

(設置)

第 1 条 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、秋田市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。
(平 12 条例 12・一部改正)

(組織)

第 2 条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験のある者 7 人以内
- (2) 市議会の議員 4 人以内
- (3) 関係行政機関又は秋田県の職員 5 人以内
- (4) 本市の住民 4 人以内

2 前項第 1 号および第 4 号につき任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。
(平 12 条例 12・旧第 3 条繰上・一部改正)

(臨時委員および専門委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員および専門委員は、市長が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(平 12 条例 12・旧第 4 条繰上・一部改正)

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる者につき任命された委員のうちから会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(平 12 条例 12・旧第 5 条繰上・一部改正)

(議事)

第 5 条 審議会は、委員および議案に係るある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員および議案に係るある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところにある。
(平 12 条例 12・旧第 6 条繰上)

(常務委員会)

第 6 条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長および会長の指名する委員 10 人以内をもって組織する。

3 前条の規定は、常務委員会について準用する。
(平 12 条例 12・追加)

(幹事)

第 7 条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。
(平 12 条例 12・一部改正)

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(平 12 条例 12・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 27 日 条例 12 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

《秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例》

平成 20 年 7 月 1 日
条例第 27 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。)第 49 条第 1 項の規定に基づき、特別用途地区内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法および建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号。以下「政令」という。)の例による。

(適用区域)

第 3 条 この条例は、別表左欄に掲げる特別用途地区の区域に適用する。

(特別用途地区内の建築制限)

第 4 条 別表左欄に掲げる特別用途地区内においては、同表右欄に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、市長が公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、秋田市建築審査会の意見を求めるものとする。ただし、同項ただし書の規定による許可を

受けた建築物の増築、改築又は移転(これらのうち、次に掲げる要件に該当する場合に限る。)について許可をする場合においては、この限りでない。

(1) 増築、改築又は移転が前項ただし書の規定による許可を受けた際における敷地内におけるものであること。

(2) 増築又は改築後の前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、前項ただし書の規定による許可を受けた際におけるその部分の床面積の合計を超えないこと。

3 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画ならびに意見の聴取の期日および場所を期日の 3 日前までに公告するものとする。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第 5 条 法第 3 条第 2 項の規定により前条第 1 項の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号および第 4 号の規定にかかわらず、前条第 1 項の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築が基準時(法第 3 条第 2 項の規定により前条第 1 項の規定の適用を受けない建築物)について、法第 3 条第 2 項の規定により引き続

き前条第1項の規定（同項の規定が改正された場合においては、改正前の規定を含む。）の適用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。）における当該建築物の敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）および建築面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計）が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項および第7項ならびに法第53条の規定ならびに秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成10年秋田市条例第17号）第5条第1項および第6条第1項の規定に適合すること。

- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (3) 増築後の前条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
- (4) 用途の変更（政令第137条の18に規定する類似の用途相互間におけるものを除く。以下同じ。）を伴わないこと。

2 法第3条第2項の規定により前条第1項の規定の適用を受けない建築物について用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、前条第1項の規定は、適用しない。

別表（第3条、第4条 関係）
（平28条例27・一部改正）

特別用途地区	建築してはならない建築物
大規模集客施設 制限地区	劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途に供する建築物又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるもの

《秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例》

平成10年3月23日
条例第17号

（目的）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、地区計画の区域（地区整備計画が定められている区域に限る。）内の建築物の用途、構造および敷地に関する制限を定めることにより、当該区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法および建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）の例による。

（適用区域）

第3条 この条例は、別表第1に掲げる地区整備計画の区域に適用する。

（建築物の用途の制限）

第4条 前条に規定する区域（その区域に係る地区整備計画において、当該区域を2以上の地区に区分しているものにあつては、その区分されたそれぞれの地区の区域とする。以下「計画地区」という。）内においては、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

2 前項の規定は、市長が当該計画地区内における土地の利用状況等に照らして、周辺の適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可した建築物については、適用しない。

（平27条例33・一部改正）

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（罰則）

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者

（両罰規定）

第8条 法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月24日条例第33号）

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第27号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行い、かつ、秋田市建築審査会の意見を求めるものとする。

（建築物の容積率）

第5条 建築物の延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計。以下同じ。）の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる数値以下でなければならない。

2 前項に規定する延べ面積の算定に当たっては、次に定める面積は、算入しない。

- (1) 地階でその天井が地盤面からの高さが1メートル以下にあるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（以下この号において「老人ホーム等」という。）の用途に供する部分（エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下もしくは階段の用に供する部分を除く。以下この号において同じ。）の床面積（当該床面積が当該建築物の住宅および老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1を超える場合においては、当該建築物の住宅および老人ホーム等の用途に供する部分の床面積の合計の3分の1）
- (2) エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下もしくは階段の用に供する部分の床

面積

- (3) 自動車車庫その他の専ら自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設(誘導車路、操車場所および乗降場を含む。以下「自動車車庫等」という。)の用途に供する部分の床面積(当該床面積が当該敷地内の建築物の各階の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の各階の床面積の合計の和)の5分の1を超える場合においては、当該建築物の床面積の合計の5分の1)
- 3 別表第2の南部ニュータウン大野地区整備計画区域の計画地区において、前項第3号の規定により延べ面積に算入しないこととなる床面積が30平方メートルを超えることとなる場合は、当該算入しないこととなる床面積は、30平方メートルとする。
- 4 第1項の規定は、市長が当該計画地区内における土地の利用状況等に照らして、周辺の適正な都市機能と健全な都市環境の確保に支障がないと認めて許可した建築物については、適用しない。
- 5 前条第3項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。
(平15条例43・一部改正、平18条例19・旧第6条繰上・一部改正、平23条例22・平27条例34・一部改正)

(建築物の建蔽率)

- 第6条 建築物の建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計。以下同じ。)の敷地面積に対する割合(以下「建蔽率」という。)は、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値を超えてはならない。
- 2 前項の規定の適用については、街区の角にある敷地又はこれに準ずる敷地で次の各号のいずれかに掲げるものの内にある建築物にあっては別表第2ウ欄に掲げる数値に10分の1を加えたものをもって同欄に掲げる数値とする。
- (1) 幅員がそれぞれ4メートル以上、その和が12メートル以上、内角が120度以下の2つの道路(隅角を挟む辺の長さ2メートル以上の二等辺三角形の隅切を有するものに限る。)によってできた角敷地で、その敷地の周辺が3分の1以上これらの道路に接するもの
- (2) 幅員がそれぞれ6メートル以上の2つの道路の間にあり、道路境界線相互間の間隔が35メートル以内の敷地で、その敷地の周辺の長さの3分の1以上これらの道路に接するもの
- (3) 当該敷地の周辺的一方以上が幅員6メートル以上の道路に接し、かつ、その敷地の周辺の長さの6分の1以上が公園、広場、川又は海に接するもの
- 3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。
- (1) 巡査派出所、公衆便所、公共用歩廊その他これらに類する建築物
- (2) 公園、広場、道路、川その他これらに類するもの内にある建築物で安全上、防火上および衛生上支障がないもの
- 4 建築物の敷地が防火地域の内外にわたる場合において、その敷地内の建築物の全部が耐火建築物であるときは、その敷地は、すべて防火地域内にあるものとみなして、第2項第1号又は前項第1号の規定を適用する。
(平15条例43・一部改正、平18条例19・旧第8条繰上・一部改正、平30条例29・一部改正)

(建築物の敷地面積の最低限度)

- 第7条 建築物の敷地面積は、別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表エ欄に掲げる数値以上でなければならない。
(平18条例19・旧第9条繰上)
- (敷地面積の制限の適用除外)

第8条 前条の規定の施行又は適用の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で同条の規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合は、同条の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。

- (1) 前条の規定を改正する条例による改正後の同条の規定の施行又は適用の際、当該規定に相当する従前の規定に違反している建築物の敷地又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地
- (2) 前条の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物としての敷地として使用するならば同条の規定に適合するに至った土地
- 2 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行による建築物の敷地面積の減少により、当該事業の施行の際現に建築物の敷地として使用されている土地で前条の規定に適合しなくなるもの又は当該事業の施行の際現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合しないこととなる土地について、その全部を1の敷地として使用する場合は、同条の規定は、適用しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。
- (1) 法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により面積が減少した際、当該面積の減少がなくとも前条の規定に違反していた建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に違反することとなった土地
- (2) 前条の規定に適合するに至った建築物の敷地又は所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば同条の規定に適合することとなるに至った土地
(平18条例19・旧第10条繰上・一部改正)

(建築物の壁面の位置の制限)

- 第9条 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は隣地境界線までの距離は、別表第3ア欄の計画地区に応じた区分に従い、それぞれ同表イ欄に掲げる数値以上でなければならない。
- 2 前項の規定は、別表第3ウ欄に掲げる建築物又は建築物の部分については、適用しない。
(平18条例19・旧第11条繰上)

(建築物の高さ等の最高限度)

- 第10条 建築物の高さおよび建築物の軒の高さは、別表第4の計画地区に応じ、それぞれ同表ア欄に掲げる数値を超えてはならない。
- 2 前項に規定する建築物の高さには、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合においては、その部分の高さは、5メートルを限度として算入しない。
- 3 第1項の規定は、市長が周辺の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、適用しない。
- 4 第4条第3項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。
(平18条例19・旧第12条繰上・一部改正)

(建築物の各部分の高さの制限)

- 第11条 建築物の各部分の高さは、別表第4の計画地区に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる数値以下としなければならない。
- 2 前項の規定は、市長が周辺の環境を害するおそれがないと認めて許可した建築物については、適用し

ない。

- 3 第4条第3項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。
(平18条例19・旧第13条繰上)

(建築物の各部分の高さの制限の緩和)

第12条 前面道路との関係についての前条第1項の規定の適用の緩和に関する措置は、次に定めるところによる。

- (1) 建築物の前面道路が2以上ある場合においては、幅員の最大な前面道路の境界線からの水平距離がその前面道路の幅員の2倍以内で、かつ、35メートル以内の区域およびその他の前面道路の中心線からの水平距離が10メートルを超える区域については、すべての前面道路が幅員の最大な前面道路と同じ幅員を有するものとみなす。
 - (2) 前号の区域外の区域のうち、2以上の前面道路の境界線からの水平距離がそれぞれその前面道路の幅員の2倍(幅員が4メートル未満の前面道路にあっては、10メートルからその幅員の2分の1を減じた数値)以内で、かつ、35メートル以内の区域については、これらの前面道路のみを前面道路とし、これらの前面道路のうち、幅員の小さい前面道路は、幅員の大きい前面道路と同じ幅員を有するものとみなす。
 - (3) 前2号の区域外の区域については、その接する前面道路のみを前面道路とする。
 - (4) 建築物の敷地の地盤面が前面道路より1メートル以上高い場合においては、その前面道路は、敷地の地盤面と前面道路との高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
 - (5) 建築物の敷地の地盤面が前面道路より1メートル以上高い場合において、その前面道路の境界線からの水平距離が敷地の地盤面とその前面道路との高低差の2倍以上であり、かつ、10メートルを超える敷地内における前号の規定の適用については、その前面道路は、敷地の地盤面と同じ高さにあるものとみなす。
- 2 隣地との関係についての前条第1項の規定の適用の緩和に関する措置は、建築物の敷地の地盤面が隣地の地盤面(隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。)より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
- 3 北側の前面道路又は隣地との関係についての前条第1項の規定の適用の緩和に関する措置は、建築物の敷地の地盤面が北側の隣地(北側に前面道路がある場合においては、当該前面道路の反対側の隣接地をいう。)の地盤面(隣地に建築物がない場合においては、当該隣地の平均地表面をいう。)より1メートル以上低い場合においては、その建築物の敷地の地盤面は、当該高低差から1メートルを減じたものの2分の1だけ高い位置にあるものとみなす。
(平18条例19・旧第14条繰上・一部改正)

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第13条 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。

- (1) 増築又は改築が基準時(法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第4条第1項の規定(同項の規定が改正された場合においては、改正前の同項の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。以下この項において同じ。)における当該建築物の敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後におけ

る延べ面積および建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項および第7項ならびに第5条第1項ならびに法第53条ならびに第6条第1項の規定に適合すること。

- (2) 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (3) 増築後の第4条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (4) 第4条第1項の規定に適合しない事由が原動機の出力量、機械の台数又は容器等の容量による場合においては、増築後のそれらの出力、台数又は容量の合計は、基準時におけるそれらの出力、台数又は容量の合計の1.2倍を超えないこと。
 - (5) 用途の変更(政令第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。第3項において同じ。)を伴わないこと。
- 2 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。以下この項および第4項において同じ。)の規定により第5条第1項の規定の適用を受けない建築物について次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、第5条第1項の規定は、適用しない。
- (1) 増築又は改築に係る部分が増築又は改築後に自動車車庫等の用途に供するものであること。
 - (2) 増築前における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計が基準時(法第3条第2項の規定により第5条第1項の規定の適用を受けない建築物について、法第3条第2項の規定により引き続き第5条第1項の規定(同項の規定が改正された場合においては、改正前の同項の規定を含む。)の適用を受けない期間の始期をいう。次号において同じ。)における自動車車庫等の用途に供しない部分の床面積の合計を超えないものであること。
 - (3) 増築又は改築後における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が増築又は改築後における当該建築物の床面積の合計の5分の1(改築の場合において、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計が基準時における当該建築物の床面積の合計の5分の1を超えているときは、基準時における自動車車庫等の用途に供する部分の床面積の合計)を超えないものであること。
- 3 法第3条第2項の規定により第4条第1項の規定の適用を受けない建築物について用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、第4条第1項の規定は、適用しない。
- 4 法第3条第2項の規定により第5条第1項、第6条第1項、第9条第1項、第10条第1項又は第11条第1項の規定の適用を受けない建築物について大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号および第4号の規定にかかわらず、第5条第1項、第6条第1項、第9条第1項、第10条第1項又は第11条第1項の規定は、適用しない。
(平18条例19・追加、平27条例34・一部改正)

(建築物の敷地が地区整備計画の区域の内外にわたる場合等の措置)

第14条 建築物の敷地が第3条に規定する区域の内外にわたる場合においては、その敷地の過半が当該区域に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について、第4条および第7条の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属すると

きは、その建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用しない。

- 2 建築物の敷地が2以上の計画地区にわたる場合においては、その建築物又はその敷地の全部について、当該敷地の最大部分の属する計画地区に係る第4条および第7条の規定を適用する。
- 3 建築物の敷地が第5条第1項又は第6条第1項

もしくは第2項の規定による制限を受ける2以上の計画地区にわたる場合においては、これらの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第5条第1項	別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる数値	その敷地の各部分の属する別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表イ欄に掲げる数値に当該計画地区内にある敷地の各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計
第6条第1項	別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値	その敷地の各部分の属する別表第2の計画地区に応じ、それぞれ同表ウ欄に掲げる数値に当該計画地区内にある敷地の各部分の面積の敷地面積に対する割合を乗じて得たものの合計
第6条第2項	別表第2ウ欄に掲げる数値 同欄に掲げる数値	

(平 18 条例 19・旧第 15 条 繰上・一部改正)

(公益上必要な建築物の特例)

第15条 この条例の規定は、市長が公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものおよびその敷地については、当該許可の範囲内において適用しない。

- 2 第4条第3項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

(平 18 条例 19・旧第 16 条繰上)

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 18 条例 19・旧第 17 条繰上)

(罰則)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
 - (2) 第5条第1項、第6条第1項、第7条、第9条第1項、第10条第1項又は第11条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いずに工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)
 - (3) 建築物を建築した後当該建築物の敷地を分割したことにより、第7条の規定に違反することとなった場合における当該敷地の所有者、管理者又は占有者
 - (4) 法第87条第2項において準用する第4条第1項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 前項第2号に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の罰金刑を科する。
 - 3 法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前2項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意および監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

(平 18 条例 19・旧第 18 条繰上・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
(秋田市通町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の廃止)
- 2 秋田市通町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成5年秋田市条例第12号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日前にした旧条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成10年12月21日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年6月28日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年10月1日条例第43号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成18年3月24日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(以下「新条例」という。)第8条第2項の規定ならびに新条例第13条第2項および第4項の規定(建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条の9第1項において準用する場合に係る部分に限る。)は、この条例の施行の日以後に同法第86条の9第1項各号に掲げる事業の施行により建築物の敷地面積が減少した場合について適用するものとし、同日前に同項各号に掲げる事業の施行により建築物の敷地面積が減少した場合については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

- 3 この条例の施行前にした行為および前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成18年9月29日条例第51号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月27日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成22年6月25日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成23年7月4日条例第22号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年9月30日条例第68号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年3月24日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定(「ものの住宅」の次に「又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(以下この号において「老人ホーム等」という。)」を、「当該建築物の住宅」の次に「および老人ホーム等」を加える部分に限る。)および第13条の改正規定は、平成27年6月1日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年3月18日条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定(御所野堤台地区整備計画区域の項A地区(商業・業務地区)の項ア欄およびB地区(福祉・研究・住居地区)の項中「第2条第1項第5号

別表第1(第3条関係)

(平10条例37・平15条例43・平18条例19・平20条例9・平23条例22・平26条例68・平27条例34・令元条例11・一部改正)

名称	区域
通町地区整備計画	平成5年秋田市告示第18号に定める秋田都市計画通町地区計画の区域
泉ハイタウン地区整備計画	平成7年秋田市告示第139号に定める秋田都市計画泉ハイタウン地区計画の区域
山手台地区整備計画	平成9年秋田市告示第212号に定める秋田都市計画山手台地区計画の区域
外旭川小谷地地区整備計画	平成10年秋田市告示第172号に定める秋田都市計画外旭川小谷地地区計画の区域
下新城中野地区整備計画	平成26年秋田市告示第194号に定める秋田都市計画下新城中野地区計画の区域
広面谷内佐渡地区整備計画	平成10年秋田市告示第174号に定める秋田都市計画広面谷内佐渡地区計画の区域
仁井田福島地区整備計画	平成10年秋田市告示第176号に定める秋田都市計画仁井田福島地区計画の区域
桜台地区整備計画	平成10年秋田市告示第177号に定める秋田都市計画桜台地区計画の区域
仁井田本町地区整備計画	平成10年秋田市告示第178号に定める秋田都市計画仁井田本町地区計画の区域
下浜桂根地区整備計画	平成10年秋田市告示第179号に定める秋田都市計画下浜桂根地区計画の区域
下浜羽川地区整備計画	平成10年秋田市告示第180号に定める秋田都市計画下浜羽川地区計画の区域
御所野堤台地区整備計画	平成17年秋田市告示第132号に定める秋田都市計画御所野堤台地区計画の区域
土崎港中央四丁目地区整備計画	平成17年秋田市告示第282号に定める秋田都市計画土崎港中央四丁目地区計画の区域
御所野下堤・元町地区整備計画	平成17年秋田市告示第284号に定める秋田都市計画御所野下堤・元町地区計画の区域
御所野元町地区整備計画	平成17年秋田市告示第285号に定める秋田都市計画御所野元町地区計画の区域
御所野地蔵田地区整備計画	平成17年秋田市告示第286号に定める秋田都市計画御所野地蔵田地区計画の区域
南ヶ丘地区整備計画	平成19年秋田市告示第291号に定める秋田都市計画南ヶ丘地区計画の区域
南部ニュータウン大野地区整備計画	平成23年秋田市告示第114号に定める秋田都市計画南部ニュータウン大野地区計画の区域
大町・下肴町地区整備計画	平成26年秋田市告示第280号に定める秋田都市計画大町・下肴町地区計画の区域

別表第2(第4条—第7条関係)

(平10条例37・平11条例33・平15条例43・平18条例19・平18条例51・平20条例9・平22条例31・平23条例22・平27条例34・平28条例28・平30条例29・令元条例11・一部改正)

地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	ア	イ	ウ	エ
		建築物の用途の制限	建築物の容積率の最高限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度
泉ハイタウン地区整備計画区域	A地区	次に掲げる建築物 (1) 法別表第2(に)項第3号から第6号までに掲げる建築物 (2) 法別表第2(る)項第1号(1)から(3)まで、(11)又は(12)の物品の貯蔵又は処理に供する建築物(建築物に附属するものを除く。) (3) 自動車車庫(建築物に附属するものを除く。) (4) 自動車修理工場			165平方メートル
	B地区				

および第6号」を「第2条第1項第2号および第3号」に、御所野堤台地区整備計画区域の項C地区(産業・物流地区)の項中「第2条第1項第5号から第7号まで」を「第2条第1項第2号から第4号まで」に改める部分に限る。)は、平成28年6月23日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月19日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年6月28日条例第11号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。ただし、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による秋田都市計画檜山石塚谷地地区計画の廃止に係る告示の日以後にした行為(当該告示により廃止される前の同地区計画の区域内においてしたものに限る。)については、改正前の秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の規定は、適用しない。

地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ
		建築物の用途の制限	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 建蔽率の 最高限度	建築物の 敷地面積の 最低限度
山手台 地区整備 計画区域	A地区 (住宅 地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(イ)項第1号、第2号、第8号および第9号に掲げる建築物(3戸 建て以上の長屋を除く。) (2) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)	10分の8	10分の5	200平方 メートル
	B地区 (公益施設 地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(イ)項第1号、第2号、第4号、第6号、第8号および第9号に掲 げる建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 法別表第2(ロ)項第2号に掲げる建築物 (3) 前2号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			
	C地区 (住民サー ビス施設 地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令第130条 の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積が3,000平方メートル 以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (2) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5の5で定めるものを除く。)	10分の20	10分の6	
外旭川 小谷地 地区整備 計画区域	A地区 (市場隣接 地区)	(1) 法別表第2(ニ)項第6号に掲げる建築物 (2) 法別表第2(リ)項第2号および第3号に掲げる建築物 (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122 号。以下「風営法」という。)第2条第6項第2号および第4号に規定する営業 の用に供する建築物			
	B地区 (沿道住宅 地区)	法別表第2(ニ)項第3号から第6号までに掲げる建築物			
	C地区 (低層住宅 地区)				165平方 メートル
下新城 中野 地区整備 計画区域	A地区 (光進団地 地区)	法別表第2(ロ)項に掲げる建築物以外のもの			
	B地区 (新規開発 住宅地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(イ)項第1号、第2号、第4号、第6号、第8号および第9号に掲 げる建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			200平方 メートル
	C地区 (新規開発 沿道地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(イ)項第1号、第2号、第3号、第4号、第6号、第8号および第9号 に掲げる建築物 (2) 法別表第2(ロ)項第2号に掲げる建築物 (3) 前2号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			
広面 谷内佐渡 地区整備 計画区域	A地区 (住宅 地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(イ)項第1号、第2号、第4号、第6号、第8号および第9号に掲 げる建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			200平方 メートル
	B地区 (住民サー ビス地区)				
仁井田 福島 地区整備 計画区域	A地区 (既存集落 地区)	法別表第2(ロ)項に掲げる建築物以外のもの			
	B地区 (新規住宅 地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(イ)項第1号、第2号、第4号、第6号、第8号および第9号に掲 げる建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			165平方 メートル
桜台 地区整備 計画区域	A地区 (住宅 地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(イ)項第1号、第2号、第4号、第6号、第8号および第9号に掲 げる建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			200平方 メートル
	B地区 (住民サー ビス地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) A地区(住宅地区)で建築できるもの (2) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち政令第130条 の5の3で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方 メートル以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) (3) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5の5に定めるものを除 く。)			
	C地区 (教育施設 地区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(イ)項第4号に掲げる建築物 (2) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			

地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ
		建築物の用途の制限	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 建蔽率の 最高限度	建築物の 敷地面積の 最低限度
仁井田 本町 地区整備 計画区域	A地区 (既存集落 地区)	法別表第2(ろ)項に掲げる建築物以外のもの			
	B地区 (新規開発 地区)				200平方 メートル
	C地区 (新規開発 地区2)				
下浜桂根 地区整備 計画区域	A地区 (既存集落 地区)	法別表第2(ろ)項に掲げる建築物以外のもの			
下浜羽川 地区整備 計画区域		次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(は)項第2号に掲げる建築物 (2) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5の5に定めるものを除く。)			
御所野 堤台 地区整備 計画区域	A地区 (商業・業 務・住居 地区)	次に掲げる建築物 (1) 畜舎その他これに類するもの (2) 風営法第2条第1項第2号および第3号に規定する営業の用に供する建築物 (3) 風営法第2条第6項および第9項に規定する営業の用に供する建築物			
	B地区 (福祉・研 究・住居 地区)	次に掲げる建築物 (1) 畜舎その他これに類するもの (2) 風営法第2条第1項第2号および第3号に規定する営業の用に供する建築物 (3) 風営法第2条第6項および第9項に規定する営業の用に供する建築物			
	C地区 (産業・物 流地区)	次に掲げる建築物 (1) 法別表第2(い)項第1号に掲げる建築物 (2) 畜舎その他これに類するもの (3) 風営法第2条第1項第2号から第4号までに規定する営業の用に供する建築物 (4) 風営法第2条第6項および第9項に規定する営業の用に供する建築物			
土崎港中 央四丁目 地区整備 計画区域	B地区 (住居系 地区)	法別表第2(ほ)項第2号および第3号に掲げる建築物			
御所野下 堤・元町 地区整備 計画区域	A地区 (下堤・元 町一般街 区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い)項第1号に掲げる建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 法別表第2(い)項第2号に掲げる建築物 (3) 診療所で住宅と兼用するもの(医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所以外のもので住宅と兼用する場合には、その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、診療所の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。) (4) 法別表第2(い)項第6号および第9号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			200平方 メートル
	B地区 (元町一般 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い)項第1号に掲げる建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 法別表第2(い)項第2号に掲げる建築物のうち政令第130条の3第1号、第3号および第6号に掲げるもの(同条第3号に掲げるものについては、理髪店および美容院とする。) (3) 診療所で住宅と兼用するもの(医療法に規定する診療所以外のもので住宅と兼用する場合には、その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、診療所の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。) (4) 法別表第2(い)項第6号および第9号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			
	C地区 (木のまち 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(い)項第1号に掲げる建築物(3戸建て以上の長屋を除く。) (2) 法別表第2(い)項第2号に掲げる建築物のうち政令第130条の3第6号に掲げるもの (3) 法別表第2(い)項第6号および第9号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの (4) 前3号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			

地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ
		建築物の用途の制限	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 建蔽率の 最高限度	建築物の 敷地面積の 最低限度
御所野 元町 地区整備 計画区域	A地区 (医療 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 薬局（医薬品に類する物品の販売を併せ行うものを含む。以下同じ。）で住宅と兼用するもの（その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、薬局の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。） (2) 診療所で住宅と兼用するもの（医療法に規定する診療所以外のもので住宅と兼用する場合にあっては、その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、診療所の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。） (3) 前2号の建築物に附属するもの（政令第130条の5に定めるものを除く。）			200平方 メートル
	B地区 (一般 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2（い）項第1号に掲げる建築物（3戸建て以上の長屋を除く。） (2) 法別表第2（い）項第2号に掲げる建築物のうち政令第130条の3第1号、第3号および第6号に掲げるもの（同条第3号に掲げるものについては、理髪店および美容院とする。） (3) 薬局で住宅と兼用するもの（その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、薬局の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。）			
	C地区 (ヤングビ レッジ街 区)	(4) 診療所で住宅と兼用するもの（医療法に規定する診療所以外のもので住宅と兼用する場合にあっては、その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、診療所の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。） (5) 法別表第2（い）項第6号および第9号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの (6) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5に定めるものを除く。）			150平方 メートル
御所野 地藏田 地区整備 計画区域	A地区 (一般 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2（い）項第1号に掲げる建築物（3戸建て以上の長屋を除く。） (2) 法別表第2（い）項第2号に掲げる建築物のうち政令第130条の3第1号、第3号および第6号に掲げるもの（同条第3号に掲げるものについては、理髪店および美容院とする。） (3) 診療所で住宅と兼用するもの（医療法に規定する診療所以外のもので住宅と兼用する場合にあっては、その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、診療所の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。） (4) 法別表第2（い）項第6号および第9号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5に定めるものを除く。）			200平方 メートル
	B地区 (沿道 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2（い）項第1号に掲げる建築物（3戸建て以上の長屋を除く。） (2) 法別表第2（い）項第2号に掲げる建築物 (3) 診療所で住宅と兼用するもの（医療法に規定する診療所以外のもので住宅と兼用する場合にあっては、その延べ面積の2分の1以上を居住の用に供し、かつ、診療所の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものに限る。） (4) 法別表第2（い）項第6号および第9号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5に定めるものを除く。）			
	C地区 (利便施設 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2（い）項第1号に掲げる建築物（3戸建て以上の長屋を除く。） (2) 次に掲げる建築物 ア 物品販売業を営む店舗、飲食店又は事務所（風営法に規定する風俗営業その他これに類するもの用に供するものを除く。）で、騒音等公害の発生のおそれのないもの イ 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの ウ 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 エ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設 オ 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房 (3) 前号の建築物で住宅と兼用するもの (4) 法別表第2（い）項第6号および第9号に掲げる建築物ならびに認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設その他これに類するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの			350平方 メートル

地区整備 計画区域 の名称	計画地区 の名称	ア	イ	ウ	エ
		建築物の用途の制限	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 建蔽率の 最高限度	建築物の 敷地面積の 最低限度
南ヶ丘 地区整備 計画区域	A地区 (住宅 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(イ)項第1号、第2号、第8号および第9号に掲げる建築物 (2) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。) (3) 地域集会所その他これに類する建築物	10分の8	10分の5	200平方 メートル
	B地区 (住民サー ビス施設 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(イ)項第2号、第8号および第9号に掲げる建築物 (2) 法別表第2(ロ)項第2号に掲げる建築物 (3) 前2号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			
	C地区 (福祉・医 療・教育 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(イ)項第3号、第4号、第8号および第9号に掲げる建築物 (2) 法別表第2(ハ)項第2号、第3号および第4号に掲げる建築物 (3) 前2号の建築物に附属するもの(政令第130条の5の5に定めるものを除く。)	10分の20	10分の6	
南部 ニュータ ウン大野 地区整備 計画区域	A地区 (住宅 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) 法別表第2(イ)項第1号に掲げる建築物(1戸建てのものに限る。) (2) 法別表第2(イ)項第2号に掲げる建築物のうち政令第130条の3第1号、第2号、第3号および第6号に掲げるもの(同条第3号に掲げるものについては、理髪店および美容院とする。) (3) 診療所で住宅と兼用するもの (4) 法別表第2(イ)項第9号に掲げる建築物および公民館、集会所その他これらに類するもの (5) 前各号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)	10分の8	10分の5	200平方 メートル
	B地区 (住民サー ビス施設 街区)	次に掲げる建築物以外のもの (1) A地区(住宅街区)で建築できるもの (2) 法別表第2(ロ)項第2号に掲げる建築物 (3) 前号の建築物に附属するもの(政令第130条の5に定めるものを除く。)			
大町・ 下肴町 地区整備 計画区域		次に掲げる建築物 (1) 風営法第2条第1項および第5項に規定する営業に関する情報の提供等の用に供する建築物 (2) 風営法第2条第6項に規定する営業の用に供する建築物			

別表第3 (第9条関係)

(平10条例37・平15条例43・平18条例19・平20条例9・平23条例22・平28条例28・一部改正)

地区整備 計画区域 の名称	計画地区の 名称	壁面の位置の制限		
		ア	イ	ウ
通町 地区整備 計画区域		都市計画道路通町線の道路境界線 (道路の交差又は接続により生ずる角地において、当該道路境界線が屈曲する場合には、当該道路境界線の直線部分を延長した線)までの距離	1.5メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 都市計画道路通町線の歩道面からの高さが3メートル以上にある建築物の部分 (2) 次に掲げる区域内に存する建築物 ア 一級河川雄物川水系旭川、市道保戸野中町通町2号線および都市計画道路通町線で囲まれた区域 イ 一級河川雄物川水系旭川、市道大町二丁目一丁目5号線および都市計画道路通町線で囲まれた区域 ウ 市道大町二丁目一丁目1号線、市道旭北栄町3号線および都市計画道路通町線で囲まれた区域
泉ハイ タウン 地区整備 計画区域	A地区 B地区	道路境界線又は隣地境界線までの距離	0.5メートル	
山手台 地区整備 計画区域	A地区 (住宅地区) B地区 (公益施設 地区) C地区 (住民サー ビス施設 地区)	道路境界線又は隣地境界線までの距離	1メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供するもので、第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が5平方メートル以内であるもの

地区整備 計画区域 の名称	計画地区の 名称	壁面の位置の制限		
		ア	イ	ウ
仁井田 福島 地区整備 計画区域	B地区 (新規住宅 地区)	道路境界線又は隣 地境界線までの距 離	1メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の外 壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メー トル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供するもので、第9条 第1項の規定に適合しないこととなる部分の軒の高さが 2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が 5平方メートル以内であるもの
御所野 堤台 地区整備 計画区域	A地区 (商業・業 務・住居地 区)	道路境界線までの 距離	都市計画道路新都 市大通線につい ては3メートル、都市 計画道路上北手雄 和線、補助幹線道 路第1号もしくは第 2号又は区画道路第 1号もしくは第2号 については1.5メー トル	
	B地区 (福祉・研 究・住居地 区)			
	C地区 (産業・物 流地区)			
土崎港中 央四丁目 地区整備 計画区域	B地区 (住居系 地区)	道路境界線までの 距離	1.5メートル	法別表第2（ほ）項第4号に掲げる建築物以外のもの
御所野下 堤・元町 地区整備 計画区域	A地区 (下堤・元 町一般街 区)	道路境界線又は隣 地境界線までの距 離	道路境界線につい ては1.5メートル、 隣地境界線につい ては1メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の外 壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メー トル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供するもので、第9条 第1項の規定に適合しないこととなる部分の軒の高さが 2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が 5平方メートル以内であるもの
	B地区 (元町一般 街区)			
	C地区 (木のまち 街区)			
御所野 元町 地区整備 計画区域	A地区 (医療街区)	道路境界線又は隣 地境界線までの距 離	1.5メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の外 壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メー トル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供するもので、第9条 第1項の規定に適合しないこととなる部分の軒の高さが 2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が 5平方メートル以内であるもの
	B地区 (一般街区)			
	C地区 (ヤングビ レッジ街 区)		1.2メートル	
御所野 地蔵田 地区整備 計画区域	A地区 (一般街区)	道路境界線又は隣 地境界線までの距 離	道路境界線につい ては1.5メートル、 隣地境界線につい ては1メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の外 壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メー トル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供するもので、第9条 第1項の規定に適合しないこととなる部分の軒の高さが 2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が 5平方メートル以内であるもの
	B地区 (沿道街区)			
	C地区 (便利施設 街区)		1.5メートル（東側 道路境界線につい ては、5メートル）	
南ヶ丘 地区整備 計画区域	A地区 (住宅街区)	道路境界線又は隣 地境界線までの距 離	1.4メートル	次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 第9条第1項の規定に適合しないこととなる部分の外 壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メー トル以下であるもの (2) 物置その他これに類する用途に供するもので、第9条 第1項の規定に適合しないこととなる部分の軒の高さが 2.3メートル以下で、かつ、当該部分の床面積の合計が 5平方メートル以内であるもの
	B地区 (住民サー ビス施設街 区)			
	C地区 (福祉・医 療・教育街 区)			

地区整備 計画区域 の名称	計画地区の 名称	壁面の位置の制限		
		ア	イ	ウ
南部 ニュータ ウン大野 地区整備 計画区域	A地区 (住宅街区)	道路境界線又は隣 地境界線までの距 離	1メートル（第9条 第1項の規定に適合 しないこととなる 部分の外壁もしくは これに代わる柱 の中心線の長さの 合計が3メートル以 下である建築物も しくは建築物の部 分又は物置その他 これに類する用途 に供するもので、 同項の規定に適合 しないこととなる 部分の軒の高さが 2.3メートル以下 で、かつ、当該部 分の床面積の合計 が5平方メートル以 内である建築物も しくは建築物の部 分の隣地境界線に ついては、0.5メー トル）	
	B地区 (住民サー ビス施設街 区)			

別表第4（第10条、第11条関係）
（平18条例19・平20条例9・平23条例22・一部改正）

地区整備 計画区域 の名称	計画地区の 名称	ア		イ
		建築物の 高さの 最高限度	建築物の 軒の高さの 最高限度	建築物の各部分の高さの最高限度
山手台 地区整備 計画区域	A地区 (住宅地区)	10メートル		(1) 前面道路の反対側の境界線からの水平距離が20メートル以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線（前面道路の境界線から後退した建築物にあっては、前面道路の反対側の境界線から当該建築物の後退距離に相当する距離だけ外側の線）までの水平距離に、1.25を乗じて得たもの (2) 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの
	B地区 (公益施設 地区)			
	C地区 (住民サー ビス施設 地区)			
土崎港中 央四丁目 地区整備 計画区域	B地区 (住居系 地区)	15メートル		
御所野下 堤・元町 地区整備 計画区域	A地区 (下堤・元 町一般 街区)	10メートル	7メートル	
	B地区 (元町一般 街区)			
	C地区 (木のまち 街区)			

地区整備 計画区域 の名称	計画地区の 名称	ア		イ
		建築物の 高さの 最高限度	建築物の 軒の高さの 最高限度	建築物の各部分の高さの最高限度
御所野元 町地区整備 計画区	A地区 (医療街区)	9メートル		
	B地区 (一般街区)	9メートル	7メートル	
	C地区 (ヤングビ レッジ街 区)			
御所野 地藏田 地区整備 計画区域	A地区 (一般街区)	10メートル	7メートル	
	B地区 (沿道街区)			
	C地区 (便利施設 街区)	12メートル		
南ヶ丘 地区整備 計画区域	A地区 (住宅街区)	10メートル	7メートル	(1) 前面道路の反対側の境界線からの水平距離が20メートル以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線（前面道路の境界線から後退した建築物にあっては、前面道路の反対側の境界線から当該建築物の後退距離に相当する距離だけ外側の線）までの水平距離に、1.25を乗じて得たもの (2) 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの
	B地区 (住民サー ビス施設 街区)			
	C地区 (福祉・医 療・教育 街区)			(1) 前面道路の反対側の境界線からの水平距離が20メートル以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線（前面道路の境界線から後退した建築物にあっては、前面道路の反対側の境界線から当該建築物の後退距離に相当する距離だけ外側の線）までの水平距離に、1.25（前面道路の幅員が12メートル以上である建築物にあっては、前面道路の反対側の境界線からの水平距離が前面道路の幅員に1.25を乗じて得たもの以上の区域内においては、1.5）を乗じて得たもの (2) 当該部分から隣地境界線までの水平距離に、高さが20メートルを超える部分を有する建築物にあっては、その部分から隣地境界線までの水平距離のうち最小のものに相当する距離を加えたものに1.25を乗じて得たものに20メートルを加えたもの (3) 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに10メートルを加えたもの
南部 ニュータ ウン大野 地区整備 計画区域	A地区 (住宅街区)	10メートル	7メートル	(1) 前面道路の反対側の境界線からの水平距離が20メートル以下の範囲内においては、当該部分から前面道路の反対側の境界線（前面道路の境界線から後退した建築物にあっては、前面道路の反対側の境界線から当該建築物の後退距離に相当する距離だけ外側の線）までの水平距離に、1.25を乗じて得たもの (2) 当該部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に1.25を乗じて得たものに5メートルを加えたもの
	B地区 (住民サー ビス施設 街区)			

《秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例》

平成 14 年 7 月 1 日
条例第 25 号

秋田市は、主峰太平山を頂く山並み、雄物川や旭川、広大な日本海、秋田平野に点在する緑豊かな丘陵など、雄大な自然の恵みのもとに、文化の香り高い風土が培われている。

これらの風土と調和して、育まれてきた都市環境は、祖先から受け継いだ私たち市民の尊い共有財産であり、市民生活の向上に欠かすことができない心のオアシスでもある。

私たち市民は、すべての市民が等しくこの自然と都市との調和がもたらす恵みを永遠に享受できるよう、また、新たな魅力ある都市空間をつくり育てるよう、最善の努力を惜しんではならない。

このため、私たち市民一人ひとりが、良好な都市環境の創造と保全に努めるとともに、緑の空間が豊かに活かされた「にぎわいとるおいのある快適環境都市あきた」を実現し、それを次代の市民に誇りをもって継承しようとするものである。

この観点に立って、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、優れた都市景観の創造および保全、都市緑化の推進ならびに都市の健全な発展および秩序ある整備（以下「都市環境の創造および保全」という。）について、基本理念を定め、ならびに市長、市民および事業者の責務を明らかにするとともに、都市環境の創造および保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、都市環境の創造および保全に関する施策を総合的かつ計画的に実施し、もって「にぎわいとuringおいのある快適環境都市あきた」を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 都市環境の創造および保全は、次に掲げる事項を基本として、行われなければならない。

- (1) すべての市民が、安全に、かつ、安心して暮らし、日常生活を営む地域社会の中で助け合うことができる生活環境づくりであって、生活に便利な施設、身近な公共公益施設等が整備された文化的な生活環境づくりをめざすこと。
- (2) 中心市街地を再構築し、地域の中心となる空間を育て、それらを結ぶネットワークを構築することで、地域が相互に魅力を高め合うこと等により、活力および魅力にあふれた都市空間づくりをめざすこと。
- (3) 豊かな自然環境の保全、省資源化およびリサイクル化に努めることにより、地球環境に優しい、人、まちおよび自然環境が共生するまちづくりをめざすこと。

(市長の責務)

第3条 市長は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、都市環境の創造および保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、その日常生活において、自らの周囲の緑化、美化等に努めるとともに、地域の自主的なまちづくり活動、緑化活動、美化活動等に積極的に取り組むように努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動における建築物、工作物および広告物の建築等ならびに開発行為が都市環境の創造および保全に重要な役割を担うことを認識し、周辺の環境との調和、緑化の推進、自然の改変を最小限にとどめること等に配慮するとともに、その行為に当たっては、市民に対して十分な説明をするように努めなければならない。

第2章 基本施策

第1節 施策の策定等の基本事項

第6条 都市環境の創造および保全に関する諸施策は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として策定され、および実施されなければならない。

- (1) 街並み、街路等を計画的に整備し、および保全し、優れた都市景観の創造および保全を図ること。
- (2) 緑化および美化を推進し、良好な生活環境を確保すること。
- (3) 計画的で秩序あるまちづくりを推進し、良好な居住環境の整備を図ること。
- (4) 市民主体のまちづくりの推進を図ること。
- (5) 市長、市民および事業者がそれぞれの責務を自覚し、協働して取り組むことのできる社会を形成

すること。

第2節 施策の推進の基本

(市民および事業者の主体的な取組)

第7条 都市環境の創造および保全に関する施策は、市民および事業者が主体的に行う都市景観に関する取組、緑化に関する取組その他の都市環境の創造および保全に関する取組により推進されるものでなければならない。

(市長の講ずる措置)

第8条 市長は、都市環境の創造および保全に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民および事業者の主体的取組、連携および協力の促進に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会

(設置および所掌事務)

第9条 都市環境の創造および保全に関する事項を調査審議するため、秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 市長の諮問に応じ、都市環境の創造および保全に関する基本的事項および重要事項を調査審議すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、他の条例の規定によりその権限に属させられた事務
- 3 審議会は、都市環境の創造および保全に関する基本的事項および重要事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織および委員の任期)

第10条 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 2 委員は、市民、関係団体等の代表者、学識経験を有する者および関係行政機関の職員のうちから、市長が任命する。
- 3 委員（関係行政機関の職員のうちから任命される委員を除く。）の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(会長)

第11条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(専門部会)

第12条 審議会は、都市環境の創造および保全に関する専門の事項を処理するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名する委員および専門委員をもって組織する。
- 3 専門委員は、専門の事項に関し学識経験を有する者のうちから、会長が指名し、市長が任命する。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第13条 この章に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第3章ならびに附則第2項および第3項の規定は、公布の日から施行する。

《秋田市景観条例》

平成 21 年 10 月 7 日
条例第 29 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の規定に基づく景観計画の策定、行為の規制等に関し必要な事項を定めるとともに、秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例（平成 14 年秋田市条例第 25 号。以下「基本条例」という。）第 2 条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、優れた景観の創造および保全（以下「景観形成」という。）に関し必要な事項を定めることにより、景観形成のための施策を総合的かつ一体的に展開し、市民の共有財産である優れた景観を市民一人ひとりの手によってつくり育てていくことを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物等 建築物および工作物（土地もしくは建築物に定着し、又は継続して設置される工作物のうち、建築物および広告物以外のもので規則で定めるものをいう。）をいう。
- (2) 広告物 屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 2 条第 1 項に規定する屋外広告物をいう。
- (3) 景観まちづくり まちの景観を維持し、継承し、および改善するための活動をいう。

(景観形成の基本原則)

第 3 条 景観形成は、基本理念にのっとり、市、市民および事業者がそれぞれの担うべき役割を認識し、相互に協力し、および連携するとともに、景観形成の主体である市民および事業者の取組を市が支援することにより、推進されなければならない。

2 市は、前項の取組が促進されるよう、市民協働による景観まちづくりのために必要な環境の整備に努めなければならない。

第 2 章 景観計画

(景観計画)

第 4 条 市長は、景観形成のための施策を総合的かつ一体的に展開するため、景観計画を定めるものとする。

2 市長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ基本条例第 9 条第 1 項の秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(景観計画の策定等の提案をすることができる団体)

第 5 条 法第 11 条第 2 項の条例で定める団体は、地域の景観まちづくりを行う団体であって規則で定めるものとする。

(景観まちづくり地区)

第 6 条 市長は、景観計画において、景観計画区域内にあって、景観形成を重点的に推進する必要があると認める地区又は法第 11 条第 1 項の規定による住民提案により景観計画を変更した地区を景観まちづくり地区として定めるものとする。

2 市長は、法第 8 条第 2 項第 2 号の良好な景観の形成に関する方針、同項第 3 号の行為の制限に関する事項その他必要な事項を景観まちづくり地区ごとに定めるものとする。

第 3 章 景観計画区域内における行為の届出等

(届出を要しない行為)

第 7 条 法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の建築等で次に掲げるもの以外のもの
ア 高さが 10 メートルを超えるもの（増築又は改築により新たに高さが 10 メートルを超えることとなる場合を含む。）
イ 建築面積が 1,000 平方メートルを超えるもの（増築又は改築により新たに建築面積が 1,000 平方メートルを超えることとなる場合を含む。）
- (2) 工作物の建設等で高さ（工作物が建築物と一体となって設置される場合にあっては、地盤面から当該工作物の上端までの高さとする。以下この号において同じ。）が 10 メートルを超えるもの（増築又は改築により新たに高さが 10 メートルを超えることとなる場合を含む。）以外のもの
- (3) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 4 条第 12 項に規定する開発行為
- (4) その他軽易な行為で規則で定めるもの

2 前項の規定にかかわらず、景観まちづくり地区に係る届出を要しない行為については、市長が別に定める。

(行為の届出に添付する図書)

第 8 条 景観法施行規則（平成 16 年国土交通省令第 100 号）第 1 条第 2 項第 4 号の条例で定める図書は、景観計画に定める大規模行為に関する景観形成基準に適合する旨等を示した図書その他規則で定める図書とする。

2 前項の規定は、法第 16 条第 2 項の規定による届出について準用する。

(助言および指導)

第 9 条 市長は、法第 16 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し必要な措置を講ずるよう助言又は指導をするものとする。

(勧告に係る意見聴取)

第 10 条 市長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

(勧告に従わない旨の公表)

第 11 条 市長は、法第 16 条第 3 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ勧告に従わない者に対し、秋田市行政手続条例（平成 7 年秋田市条例第 44 号）第 3 章第 3 節の規定の例により、弁明の機会を付与しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。この場合において、市長は、前項の弁明の内容を審議会に報告しなければならない。

第 4 章 景観を著しく阻害する要因に対する措置

第 12 条 市長は、建築物等、広告物その他景観に影響を与える要素が景観を著しく阻害していると認めるときもしくは阻害するおそれがあると認めるとき又は景観計画に明らかに適合しないと認めるときは、その所有者又は原因者に対し、必要な措置を講ずるよう協力を要請することができる。

2 市長は、前項の規定により協力を要請するときは、必要に応じて審議会の意見を聴くことができる。

第5章 景観重要建造物および景観重要樹木

(景観重要建造物等の指定の手續)

第13条 市長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定又は法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、前項の規定により指定したときは、その旨を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、法第27条第1項もしくは第2項の規定による景観重要建造物の指定の解除又は法第35条第1項もしくは第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

第14条 法第25条第2項の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 消火器の設置その他防災上の措置を講ずること。
- (2) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造および建築設備の状況を定期的に点検すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

第15条 法第33条第2項の管理の方法の基準は、次のとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、せん定その他の管理を行うこと。
- (2) 病虫害の駆除その他の景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐために必要な措置を講ずること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、景観重要樹木の良好な景観の保全のために必要な措置を講ずること。

第6章 景観まちづくり団体等

(景観まちづくり団体等の登録)

第16条 市長は、市民協働による地域の景観づくりを推進するため、景観まちづくりを自主的に行う団体

その他地域の景観づくりの推進に必要と認めるものを登録することができる。

2 前項の規定による登録に関し必要な事項は、規則で定める。

(景観まちづくりに関する意見聴取)

第17条 市長は、地域の景観まちづくりを推進するため、必要に応じて、前条第1項の規定により登録した団体（以下「景観まちづくり団体」という。）から当該地域の景観まちづくりに関する意見を聴くことができる。

第7章 表彰および支援

(表彰)

第18条 市長は、規則で定めるところにより、景観形成に寄与していると認められる建築物等、広告物その他の物件の所有者、設計者もしくは施工者又は景観形成に貢献している個人もしくは団体を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定による表彰をした場合は、その旨を公表し、広く周知を図るよう努めるものとする。

(支援)

第19条 市長は、景観まちづくり団体その他景観形成に寄与すると認められる行為をしようとする者に対し、その活動又は行為について必要があると認めるときは、技術的援助その他の支援をすることができる。

第8章 雑則

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の秋田市都市景観条例の規定によりなされている届出その他の行為については、なお従前の例による。

《秋田市屋外広告物条例》

平成8年12月24日
条例第42号

(目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示および広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置ならびにこれらの維持ならびに屋外広告業について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。
（平17条例23・一部改正）

(広告物の在り方)

第2条 広告物又は掲出物件は、良好な景観もしくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。
（平17条例23・一部改正）

(禁止広告物等)

第3条 次に掲げる広告物又は掲出物件を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの

(4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの

(5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
（平17条例23・一部改正）

(禁止地域等)

第4条 次に掲げる地域又は場所には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域および風致地区

(2) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5章の規定により定められた緑地協定の目的となる土地の区域

(3) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条又は第78条第1項の規定により指定された建造物の周囲で市長が指定する地域および同法第109条第1項もしくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域

(4) 秋田県文化財保護条例（昭和50年秋田県条例第41号）第4条第1項の規定により指定された秋田県指定有形文化財（建造物に限る。）、同条例第34条第1項の規定により指定された秋田県指定

- 史跡、秋田県指定名勝および秋田県指定天然記念物ならびにこれらの周囲で市長が指定する地域
- (5) 秋田市文化財保護条例（昭和36年秋田市条例第23号）第2条第1号および同条第4号の規定により指定された秋田市指定有形文化財（建造物に限る。）、秋田市指定遺跡、秋田市指定名勝地および秋田市指定記念物ならびにこれらの周囲で市長が指定する地域
- (5)の2 秋田県自然環境保全条例（昭和48年秋田県条例第23号）第12条第1項の規定により指定された自然環境保全地域（市長が指定する区域を除く。）
- (5)の3 秋田市自然環境保全条例（平成15年秋田市条例第14号）第7条第1項の規定により指定された自然環境保全地区
- (6) 秋田市都市緑化の推進に関する条例（平成14年秋田市条例第27号）第9条第1項の規定により指定された保存樹の集団のある地域
- (7) 高速自動車国道および自動車専用道路の全区間、道路（高速自動車国道および自動車専用道路を除く。）の市長が指定する区間ならびに鉄道等（鉄道、軌道および索道をいう。以下同じ。）の市長が指定する区間
- (8) 道路および鉄道等から展望することができる地域で、市長が指定する区域
- (9) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域
- (10) 港湾、空港、駅前広場およびこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (11) 河川、湖沼、溪谷、海浜、山岳およびこれらの付近の地域で、市長が指定する区域
- (12) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館、病院、公衆便所その他市長が指定する公共施設およびその敷地
- (13) 古墳、墓地、火葬場および葬祭場
- (14) 社寺、仏堂および教会の境域
- 2 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
- (1) 橋りょう、トンネル、高架構造物および分離帯
- (2) 石垣および擁壁の類
- (3) 街路樹および路傍樹ならびに秋田市都市緑化の推進に関する条例第9条第1項の規定により保存樹として指定された樹木
- (4) 信号機、道路標識、道路元標および里程標ならびに道路上のさくおよび駒止め
- (5) 電柱、街灯柱その他電柱の類で、市長が指定するもの
- (6) 消火栓、火災報知機および火の見やぐら
- (7) 郵便ポストおよび電話ボックスの類
- (8) 発電用風力設備の柱部分、送電塔および送受信塔
- (9) 煙突および石油タンク、ガスタンクその他タンク類
- (10) 銅像および記念碑の類
- (11) 景観法（平成16年法律第110号）第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物
- (12) 景観法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- 3 電柱、街灯柱その他電柱の類（前項第5号に掲げるものを除く。）には、はり紙、はり札等（法第7条第4項に規定するはり札等をいう。以下同じ。）、広告旗（同項に規定する広告旗をいう。以下同じ。）又は立看板等（同項に規定する立看板等をいう。以下同じ。）を表示し、又は設置してはならない。
- 4 道路の路面には、広告物を表示してはならない。（平14条例29・平15条例14・平16条例60・平17条例23・平21条例30・平29条例48・一部改正）

（許可）

- 第5条 前2条の規定により、広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止される場合を除き、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による許可をする場合には、3年を超えない範囲内で、許可の期間を定めなければならない。
- 3 許可期間満了後引き続いて広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
- 4 第2項の規定は、前項の許可について準用する。
- 5 第1項又は第3項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
- 6 第1項、第3項又は前項の規定による許可には、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。（平17条例23・一部改正）

（許可の基準）

- 第6条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。（平17条例23・一部改正）

（適用除外）

- 第7条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条および第5条第1項の規定は、適用しない。
- (1) 他の法令の規定により表示し、又は設置するもの
- (2) 国又は地方公共団体が自己の管理する土地又は物件に表示し、又は設置するもの
- (3) 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が表示し、又は設置するもので、あらかじめ、規則で定めるところにより、表示し、もしくは設置し、又は変更し、もしくは改造しようとする旨を市長に届け出たもの
- (4) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置するもの
- 2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条第1項および第5条第1項の規定は、適用しない。
- (1) 団体等が国又は地方公共団体と一体となつて行う行事等の必要に基づき表示し、又は設置するもの
- (2) 自己の住所、事業所、営業所又は作業場に自己の氏名、名称、店名もしくは商標又は自己の事業もしくは営業の内容を表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (3) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこれの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
- (4) 工事現場の周囲に設けられる板塀その他これに類する仮囲いに表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- (5) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこれの掲出物件
- (6) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示する広告物又はこれの掲出物件
- (7) 人、動物、車両、船舶等に表示される広告物
- (8) 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物
- 3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第4条第2項の規定は、適用しない。
- (1) 第4条第2項第2号、第8号、第9号又は第11号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名もしくは商標又は自己の事業

もしくは営業の内容を表示するため表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの

(2) 前号に掲げるもののほか、第4条第2項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物

(3) 第4条第2項第9号に掲げる物件に表示する広告物（前2号に掲げるものを除く。）で、規則で定める基準に適合するもの

(4) 第1号又は第2号に掲げる広告物の掲出物件

4 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示し、又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第5条第1項の規定は、適用しない。

5 自己の住所、事業所、営業所又は作業場に自己の氏名、名称、店名もしくは商標又は自己の事業もしくは営業の内容を表示する広告物又はこれの掲出物件で、第2項第2号に掲げるもの以外のものについては、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条第1項の規定は、適用しない。

6 道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物もしくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件については、規則で定めるところにより、市長の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条第1項の規定は、適用しない。

7 良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、又は向上するため、特に市長が指定する場所もしくは施設に市長が指定する規格に従い、かつ、規則で定めるところにより市長の許可を受けて表示する広告物又は掲出物件については、第4条第1項の規定は、適用しない。

8 第5条第2項から第6項までの規定は、前3項の場合について準用する。

9 第4条第3項に規定する物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物については、同項の規定は、適用しない。

10 公益上必要な施設又は物件で市長が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、第4条第1項および第5条第1項の規定は、適用しない。

（平17条例29・平17条例23・平21条例30・一部改正）

（経過措置）

第8条 第4条の規定による市長の指定があった際、当該指定があった地域もしくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は掲出物件については、当該指定のあった日から3年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、これらの規定は、適用しない。

（平17条例23・一部改正）

（広告物等を管理する者の設置）

第9条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、はり紙、はり札等その他規則で定める広告物および掲出物件については、この限りでない。

2 前項の場合において、大規模な広告物又は掲出物件で規則で定めるものを管理する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者

(2) 法第10条第2項第3号イの規定による国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示および掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める者（平13条例25・平16条例60・平17条例23・一部改正）

（許可事項の表示）

第10条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物もしくは掲出物件又はそれらが設置され、もしくは表示される建築物もしくは工作物の見やすい箇所に許可番号、表示又は設置の期間ならびに自己（当該広告物又は掲出物件を管理する者を置く場合は、併せてその者）の住所および氏名（商号、商標等によることを妨げない。）を規則で定めるところにより表示しなければならない。ただし、許可の押印又は打刻印を受けているものは、この限りでない。

（平17条例23・一部改正）

（管理義務）

第11条 広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、補修その他必要な管理を怠らなければならないようにしなければならない。

（平17条例23・一部改正）

（点検義務）

第11条の2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、第9条第1項の規定によりこれらを管理する者を置いているときは、当該管理する者に当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の損傷、腐食その他の劣化の状況を点検させなければならない。ただし、当該管理する者が点検することができないときは、当該管理する者以外の者であつて、同条第2項各号に掲げるもの又は規則で定めるものに点検させることができる。

（平29条例48・追加）

（許可の取消し）

第12条 市長は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 第5条第5項（第7条第8項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

(2) 第5条第6項（第7条第8項において準用する場合を含む。）の規定による許可の条件に違反したとき。

(3) 第9条の規定に違反したとき。

(4) 第10条の規定による許可事項の表示に虚偽の記載をしたとき。

(5) 第14条第1項の規定による措置命令に違反したとき。

(6) 虚偽の申請その他不正な手段により許可を受けたとき。

（平17条例23・一部改正）

（除却の義務）

第13条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了したとき又は前条の規定により許可が取り消されたときは、3日以内に、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第8条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、広告物の表示又は掲出物件の設置が必要でなくなったときは、遅滞なく、当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（平17条例23・一部改正）

（違反に対する措置）

第14条 市長は、この条例もしくはこの条例に基づく規則又はこの条例の規定による許可に付した条件

に違反した広告物又は掲出物件があるときは、当該広告物を表示し、もしくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示もしくは設置の停止を命じ、又は5日以上を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、もしくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなく確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者もしくは委任した者に行わせることができる。この場合において、掲出物件を除却しようとするときは、5日以上を期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨および期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者もしくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。

(平17条例23・一部改正)

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第14条の2 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類および数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所およびその広告物又は掲出物件を除却した日時
- (3) その広告物又は掲出物件の保管を始めた日時および保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項

(平17条例23・追加)

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第14条の3 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日の翌日から起算して14日間(法第8条第3項第1号に規定する広告物については、2日間)、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(第14条の7において「所有者等」という。)の氏名および住所を知ることができないときは、その公示の要旨を告示すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

(平17条例23・追加)

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第14条の4 法第8条第3項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平17条例23・追加)

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第14条の5 市長は、法第8条第3項の規定による保管した広告物又は掲出物件について、規則で定める方法により売却するものとする。

(平17条例23・追加)

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第14条の6 法第8条第3項各号で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第4項の規定により除却された広告物 2日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3月
- (3) 前2号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2週間

(平17条例23・追加)

(広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第14条の7 市長は、保管した広告物又は掲出物件(法第8条第3項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名および住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によってその者がその広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

(平17条例23・追加)

(立入検査等)

第15条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者もしくはこれらを管理する者から報告もしくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物もしくは掲出物件の存する土地もしくは建物に立ち入り、広告物もしくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平17条例23・一部改正)

(処分、手続等の効力の承継)

第16条 広告物を表示し、もしくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してなした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(平17条例23・一部改正)

(広告物等を管理する者等の届出)

第17条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置いたときは、5日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物もしくは掲出物件を表示し、もしくは設置する者又はこれらを管理する者に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、5日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物もしくは掲出物件を表示し、もしくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、5日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可に係る広告物もしくは掲出物件を表示し、もしくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名もしくは名称又は住所を変更したときは、5日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(平17条例23・一部改正)

(告示)

第18条 市長は、第4条もしくは第7条第7項もしくは第10項の規定による指定をしたとき又はこれらを変更し、もしくは廃止したときは、その旨を告示

しなければならない。
(平 17 条例 23・一部改正)

(景観保全型広告整備地区)

第19条 市長は、第4条第1項に規定する地域、場所又は区域で、良好な景観を保全するため広告物および掲出物件の整備を図ることが特に必要な区域を、景観保全型広告整備地区として指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定(以下この条において単に「指定」という。)をしようとするときは、当該指定をしようとする区域に係る広告物および掲出物件の整備に関する基本方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めなければならない。

3 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物および掲出物件の整備に関する基本構想

(2) 広告物および掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示および設置の方法に関する事項

4 市長は、指定をするときは、当該指定をする区域および基本方針の内容を告示してしなければならない。

5 前項の規定は、指定の変更および解除について準用する。

6 景観保全型広告整備地区において広告物又は掲出物件を表示し、又は設置しようとする者は、これらの表示又は設置の方法が当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針に適合するように努めなければならない。

7 景観保全型広告整備地区において第7条第1項第2号もしくは同条第2項第2号もしくは第3号に掲げる広告物もしくは掲出物件でその規模が規則で定める基準を超えるものを表示し、もしくは設置し、又はこれらを変更し、もしくは改造しようとする者は、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。ただし、規則で定める軽微な変更および改造については、この限りでない。

8 市長は、景観保全型広告整備地区において良好な景観を保全するため必要があると認めるときは、広告物もしくは掲出物件を表示し、もしくは設置し、又はこれらを変更し、もしくは改造しようとする者に対し、当該景観保全型広告整備地区に係る基本方針に基づき、必要な指導をすることができる。
(平 17 条例 23・一部改正)

(広告物協定地区)

第20条 一定の区域内の土地、建築物その他の工作物もしくは広告物もしくは掲出物件の所有者又はこれらを使用する権利を有する者は、当該区域の良好な景観を形成するため広告物又は掲出物件の整備に関する協定(以下この条において「広告物協定」という。)を締結したときは、市長に対し、規則で定めるところにより、当該区域を広告物協定地区として認定するよう申請することができる。

2 広告物協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物協定の対象となる土地の区域

(2) 広告物および掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示および設置の方法に関する事項

3 市長は、第1項の規定による申請があった場合において、当該広告物協定が良好な景観の形成に資すると認めるときは、当該申請に係る区域を広告物協定地区として認定しなければならない。

4 市長は、広告物協定地区において良好な景観を形成するため必要があると認めるときは、当該広告物協定を締結した者に対し、必要な助言をすることが

できる。
(平 17 条例 23・一部改正)

(屋外広告業の登録)

第21条 本市の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、5年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
(平 17 条例 23・全改)

(登録の申請)

第21条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、市長に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

(1) 商号、名称又は氏名および住所

(2) 本市の区域内において営業を行う営業所の名称および所在地

(3) 法人である場合においては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名

(4) 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名および住所(法定代理人が法人である場合においては、その名称、住所および役員の氏名)

(5) 第2号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名および所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第21条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
(平 17 条例 23・追加、平 24 条例 20・一部改正)

(登録の実施)

第21条の3 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日および登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。
(平 17 条例 23・追加)

(登録の拒否)

第21条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第21条の2の登録申請書もしくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、もしくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第24条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者

(2) 屋外広告業者(第21条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第24条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分の日から2年を経過しないもの

(3) 第24条の2第1項の規定により営業の停止を

命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 第21条の2第1項第2号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(平17条例23・追加、平24条例20・一部改正)

(登録事項の変更の届出)

第21条の5 屋外広告業者は、第21条の2第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第21条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(平17条例23・追加)

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第21条の6 市長は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(平17条例23・追加)

(廃業等の届出)

第21条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第1号の場合にあっては、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併および破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(平17条例23・追加)

(登録の抹消)

第21条の8 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき又は第24条の2第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(平17条例23・追加)

(講習会)

第22条 市長は、規則で定めるところにより、広告物の表示および掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会(以下「講習会」という。)を開催しなければならない。

2 市長は、規則で定めるところにより、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。

3 前2項に定めるもののほか、講習会に関し必要な

事項は、規則で定める。

(平17条例23・一部改正)

(業務主任者の設置)

第23条 屋外広告業者は、第21条の2第1項第2号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

(1) 登録試験機関が広告物の表示および掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者

(2) 前条第1項の規定による講習会の課程を修了した者

(3) 都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市もしくは他の同法第252条の22第1項の中核市の行う講習会の課程を修了した者

(4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって広告美術仕上げに係るもの

(5) 市長が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するものとする。

(1) この条例その他広告物の表示および掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

(3) 第23条の3に規定する帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(平17条例23・全改)

(標識の掲示)

第23条の2 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第21条の2第1項第2号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(平17条例23・追加)

(帳簿の備付け等)

第23条の3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第21条の2第1項第2号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(平17条例23・追加)

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言および勧告)

第24条 市長は、本市の区域内において屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、もしくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言および勧告を行うことができる。

(平17条例23・一部改正)

(登録の取消し等)

第24条の2 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部もしくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。

(2) 第21条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第21条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第21条の4第2項の規定は、前項の規定による処

分をした場合に準用する。
(平 17 条例 23・追加)

(監督処分簿の備付け等)

第24条の3 市長は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める閲覧所において公衆の閲覧に供しなければならない。

2 市長は、前条第1項の規定による処分をしたときは、屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日および内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

(平 17 条例 23・追加)

(報告および検査)

第24条の4 市長は、本市の区域内において屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に係るのある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(平 17 条例 23・追加)

(秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会の意見聴取)

第25条 市長は、次に掲げる場合は、秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例(平成14年秋田市条例第25号)第9条第1項の規定により置かれる秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会の意見を聴かななければならない。

(1) 第4条の規定による指定をし、又はこれらを変更し、もしくは廃止しようとするとき。

(2) 第6条の規定による許可の基準を定め、又はこれを変更し、もしくは廃止しようとするとき。

(3) 第7条第2項第2号から第4号まで、第3項第1号および第3号ならびに第10項に規定する基準を定め、又はこれらを変更し、もしくは廃止しようとするとき。

(4) 第7条第7項の規定による指定をし、又はこれを変更し、もしくは廃止しようとするとき。

(5) 第19条第1項の規定による指定をし、又はこれを変更し、もしくは解除しようとするとき。

(6) 第20条第3項の規定による認定をしようとするとき。

(平 14 条例 29・平 17 条例 23・一部改正)

(手数料)

第26条 この条例の規定による許可の申請をする者は、申請の際、1件につき別表に定める手数料を納めなければならない。

2 登録申請者は、申請の際、手数料を納めなければならない。

3 第22条第1項の講習を受けようとする者は、申込みの際、手数料を納めなければならない。

4 第2項の手数料の額は、1件につき1万円とし、前項の手数料の額は、1人につき4,000円とする。

(平 14 条例 29・旧第 29 条繰上、平 17 条例 23・一部改正)

(手数料の免除)

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の規定による手数料を免除する。

(1) 政治資金規正法第6条第1項の届出を行った政治団体がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置するため許可を受けようとするとき。

(2) 町内会、PTAその他市長が認める団体が、自ら道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物も

しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物を表示し、又はこれらの掲出物件を設置するため許可を受けようとするとき。

(平 14 条例 29・旧第 30 条繰上・一部改正、平 17 条例 23・一部改正)

(手数料の不還付)

第28条 既に徴収した手数料は、還付しない。

(平 14 条例 29・旧第 31 条繰上)

(経過措置)

第29条 この条例の規定に基づき規則を制定し、又は改廃する場合には、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(平 14 条例 29・旧第 32 条繰上)

(委任)

第30条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 14 条例 29・旧第 33 条繰上)

(罰則)

第30条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第21条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けずに屋外広告業を営んだ者

(2) 不正の手段により第21条第1項又は第3項の登録を受けた者

(3) 第24条の2第1項の規定による営業の停止の命令に違反した者

(平 17 条例 23・追加)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条又は第4条の規定に違反した者

(2) この条例の規定による許可を受けずに広告物を表示し、又は掲出物件を設置した者

(3) 第13条第1項の規定に違反した者

(4) 第14条第1項の規定による命令に違反した者

(5) 第21条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(6) 第23条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

(平 14 条例 29・旧第 34 条繰上・一部改正、平 17 条例 23・一部改正)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第15条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者

(2) 第24条の4第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避し、もしくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、もしくは虚偽の答弁をした者

(平 17 条例 23・全改)

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条の規定による表示をしない者

(2) 第17条の規定による届出を怠った者

(平 14 条例 29・旧第 36 条繰上・一部改正)

第34条 法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の事務に関して、第30条の2から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

(平 14 条例 29・旧第 37 条繰上、平 17 条例 23・一部改正)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第21条の7第1項の規定による届出を怠った

者

- (2) 第23条の2の規定による標識を掲げない者
(3) 第23条の3の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、もしくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
(平17条例23・追加)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第25条から第28条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成9年4月1日(以下「施行日」という。)前に秋田県屋外広告物条例(昭和49年秋田県条例第20号。以下「秋田県条例」という。)の規定によってした指定、許可もしくは命令又は申請もしくは届出(以下「処分又は手続」という。)で、この条例に相当の規定があるものは、この条例の規定によってした相当の処分又は手続とみなす。ただし、秋田県条例により許可を受けた者の許可の期間は、当該許可の期間とする。

- 3 施行日において現に屋外広告業を営んでいる者については、施行日から30日間は、第21条第1項の届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。

(河辺町および雄和町の編入に伴う経過措置)

- 4 河辺町および雄和町の編入の日(以下「編入日」という。)前に秋田県条例の規定によってした処分又は手続で、この条例に相当の規定があるものは、この条例の規定によってした相当の処分又は手続とみなす。ただし、秋田県条例により許可を受けた者の許可の期間は、当該許可の期間とする。

(平16条例60・追加)

- 5 編入日において現に屋外広告業を営んでいる者(第21条第1項の届出をしている者を除く。)については、編入日から30日間は、同項の届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。

(平16条例60・追加)

- 6 編入日前に旧河辺町および旧雄和町の区域内においてした行為に対する罰則の適用については、秋田県条例の例による。

(平16条例60・追加)

附 則(平成13年6月20日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年7月1日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月24日条例第14号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年11月15日条例第60号)

この条例は、平成17年1月11日から施行する。

附 則(平成17年3月23日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定、同条の次に7条を加える改正規定、第23条の改正規定、同条の次に2条を加える改正規定、第24条の次に3条を加える改正規定、第26条の改正規定、第30条の次に見出しおよび1条を加える改正規定、第31条の前の見出しを削る改正規定、同条の改正規定(同条第2号に係る部分を除く。)、第32条の改正規定、第34条の改正規定および同条の次に1条を加える改正規定ならびに次項および附則第3項の規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に改正前の秋田市屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)第21条の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者については、同項ただし書に規定する規定の施行の日から6月間(当該期間内に改正後の秋田市屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第21条の4第1項の規定に基づく登録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、新条例の規定にかかわらず、新条例第21条第1項の登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に旧条例第23条第1項に規定する講習会修了者等である者は、新条例第23条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

(罰則に関する経過措置)

- 4 この条例(附則第1項ただし書に規定する規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成21年10月7日条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年11月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月26日条例第20号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年12月22日条例第48号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項第8号の改正規定および次項の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表（第26条関係）
（平14条例29・平17条例23・一部改正）

区 分		単 位	手数料の額
はり紙		50枚につき	300円
はり札等		1枚につき	100円
立看板等		1枚につき	300円
幕又は旗		1枚につき	500円
アドバルーン		1個につき	2,300円
広告塔又は広告板	発光装置 又は照明 装置を有 するもの	表示面積1平方メートル未満の もの	2,300円
		表示面積1平方メートル以上5平 方メートル未満のもの	2,600円
		表示面積5平方メートル以上10 平方メートル未満のもの	3,300円
		表示面積10平方メートル以上の もの	3,600円に10平方メートルを超え る部分が1平方メートル増すごと に100円を加算した額
	その他 のもの	表示面積1平方メートル未満の もの	500円
		表示面積1平方メートル以上5平 方メートル未満のもの	900円
		表示面積5平方メートル以上10 平方メートル未満のもの	1,700円
		表示面積10平方メートル以上の もの	1,900円に10平方メートルを超え る部分が1平方メートル増すごと に100円を加算した額

《秋田市宅地開発に関する条例》

平成14年7月1日
条例第28号

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例（平成14年秋田市条例第25号）第2条の基本理念にのっとり、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に規定する開発行為等に関し必要な事項を定めることにより、優良な宅地開発を促進するとともに、計画的で秩序あるまちづくりを推進し、良好な居住環境の整備を図ることを目的とする。
（平17条例24・一部改正）

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業者 法第29条第1項もしくは第2項又は第35条の2第1項の許可を要する開発行為をする者をいう。
- (2) 公共施設等 公共施設、公益的施設、調整池等の防災施設、防犯灯その他開発行為により整備される施設をいう。
- (3) 公益的施設 教育施設、医療施設、交通施設、購買施設、集会施設、教養文化施設、ごみ収集場その他の居住者の共同の福祉又は利便のため必要な施設をいう。
- (4) 周辺住民 次に掲げる者をいう。
ア 開発区域に隣接する土地（公共施設の用に供されている土地のうち、国および地方公共団体が所有するものを除く。）および当該開発区域に隣接する土地に存する建物（以下「隣接土地等」という。）の所有者、占有者および管理者
イ ア以外の者で、開発区域の境界から規則で定める距離の範囲の区域内にある建築物に規則で定めるところにより居住していると認められる者
- (5) 説明会開催要請者 次に掲げる者をいう。

ア 隣接土地等の所有者（所有者が複数であるときその他やむを得ない事情があるときは、規則で定める者）

イ ア以外の者で、開発区域の境界から規則で定める距離の範囲の区域内にある建築物に規則で定めるところにより居住していると認められる世帯の世帯主又はこれに準ずる者

(6) 既存集落 市街化調整区域内において、自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、おおむね50以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が、その敷地相互間の間隔が50メートル以内で連たんしている地域をいう。

(7) 大規模既存集落 独立して一体的な日常生活圏を構成していると認められる大規模な既存集落であって、秋田県知事又は市長が指定したものをいう。

(8) 区域区分日 法第7条第1項に規定する市街化区域と市街化調整区域との区分に関する都市計画の決定により市街化調整区域として区分され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された日をいう。
（平17条例24・一部改正）

（開発行為の原則）

第3条 開発事業者および第9条に規定する者は、開発行為が本市が定める法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針に適合するように努めなければならない。

（公衆衛生への配慮）

第4条 開発事業者は、開発区域内におけるし尿および雑排水の適正な処理を図るため、下水道施設の整備、浄化槽の設置等を行い、生活環境の保全および公衆衛生の向上に努めなければならない。

（問題、紛争等への対応）

第5条 開発事業者は、当該開発行為に起因する問題、紛争等が生じたとき又は生ずるおそれがあるときは、必要な調整を行い、その解決に努めなければならない。

らない。

(情報の公開)

第6条 開発事業者は、開発行為により整備された土地および公共施設等について、積極的に情報を開示するように努めなければならない。

第2章 事前協議等

(事前協議)

第7条 開発事業者は、優良な宅地開発を促進するため、法第32条（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の協議に先立ち、規則で定めるところにより、公共施設等の配置および整備、土地利用の調整等について市長と協議しなければならない。ただし、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為および法第35条の2第1項の変更の許可を要する開発行為のうち規則で定めるものについては、この限りでない。

2 市長は、前項の協議（以下「事前協議」という。）があったときは、速やかに当該事前協議に必ずるとともに、その意見を開発事業者に通知するものとする。

（平19条例40・一部改正）

(公共施設等の協議等)

第8条 開発事業者は、市長又は他の法律に基づく管理者の管理に属しない公共施設等については、当該公共施設等の区域の明確化を図るとともに、適切な管理が行われるよう市長と協議しなければならない。

2 開発事業者は、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公益的施設の用に供する土地については、適切な管理又は帰属が行われるよう市長と協議しなければならない。

3 前2項の協議により合意した事項について、市長、開発事業者および公共施設等を管理することとなる者その他の関係者は、管理および帰属に関する協定書を締結するものとする。

4 第1項および第2項の協議は、事前協議と同時に行うことができる。

(計画の届出)

第9条 法第29条第1項第3号に掲げる開発行為であって、次の各号のいずれかに該当するものをしてしようとする者は、あらかじめ、当該開発行為における位置の選定、規模、公共施設等の整備、土地利用の調整等について公共施設等の管理者等と協議を行い、当該開発行為の工事に着手する前に、規則で定めるところにより、当該開発行為の事業計画に関する書類を市長に届け出なければならない。

(1) 市街化区域内において行う1,000平方メートル以上の開発行為

(2) 市街化調整区域内において行う開発行為

(3) 都市計画区域外の区域内において行う1ヘクタール以上の開発行為

（平16条例61・平19条例40・平26条例63・一部改正）

第3章 公共施設等の整備等

(道路)

第10条 道路の構造は、都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）第24条第1号の規定にかかわらず、法第33条第3項の規定により、セメント・コンクリート舗装、アスファルト・コンクリート舗装その他これらに類するものとする。ただし、開発事業者が自ら管理し、特に周辺の交通に支障がないと市長が認める道路については、この限りでない。

2 道路（主として車両の通行を目的とした道路に限る。）の縦断勾配は、省令第24条第3号の規定にかかわらず、法第33条第3項の規定により、4パーセ

ント以下とする。ただし、融雪施設等を設置した場合その他規則で定める場合については、この限りでない。

(公園等)

第11条 開発区域の面積が3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の開発行為であって、開発区域のすべてが当該開発行為の許可の日からおおむね2年以内に地方公共団体により整備が予定されている公園から125メートル以内の区域に含まれる場合（市長の同意を得ている場合に限る。）は、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）第25条第6号の規定にかかわらず、法第33条第3項の規定により、公園、緑地又は広場を設けないことができる。

2 開発区域の面積が5ヘクタール以上の主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為により設置すべき公園の面積の合計の開発区域の面積に対する割合は、開発区域の位置が市街化調整区域および都市計画区域外であるときは、省令第21条第1号の規定にかかわらず、法第33条第3項の規定により、4パーセント以上とする。

3 公園は、省令第25条第2号の規定にかかわらず、法第33条第3項の規定により、次に掲げる利用者の安全を図るための措置を講じなければならない。

(1) 周囲の状況等を勘案し、安全上特に支障がないと認めるときを除き、さく、車止め等を設置すること。

(2) 面積が300平方メートル以上の公園については、照明灯を設置すること。

（平15条例19・平26条例63・一部改正）

(消防水利)

第12条 消防水利は、次に定めるところにより、整備しなければならない。

(1) 開発区域内の予定建築物等の敷地を包含すること。

(2) 道路に接し、通行の支障にならない道路以外の位置であって、消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置であること（道路の管理者が道路に設置することについて同意した場合を除く。）。

(公益的施設)

第13条 開発事業者は、主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為をしようとする場合は、政令第27条の規定にかかわらず、法第33条第3項の規定により、公益的施設のうち次の各号に掲げるものを当該各号に定めるところにより、配置しなければならない。ただし、開発区域の周辺にこれらの施設が整備されていることにより、市長が特に配置する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) ごみ収集場 開発区域内の予定される建築物の予定戸数（以下「予定戸数」という。）が20戸以上の場合に1箇所以上配置するものとし、配置するごみ収集場の総面積は、予定戸数に0.18平方メートルを乗じて得た面積以上とする。

(2) 集会所 集会所用地の面積は、次のアおよびイに掲げる開発区域の面積又は予定戸数の区分に応じ、それぞれアおよびイに定める面積以上とする。ただし、地区計画等において建築物の敷地面積の最低限度が定められている場合において、アおよびイに定める面積が当該最低限度の面積を下回るときは、当該最低限度の面積以上とする。

ア 予定戸数が50戸以上150戸未満又は開発区域の面積が1.5ヘクタール以上（イに掲げる区分に該当する場合を除く。）140平方メートル以上

イ 予定戸数が150戸以上 予定戸数を150で除して得た数に140平方メートルを乗じて得た面積以上

2 開発事業者は、主として住宅の建築の用に供する

目的で行う開発行為をしようとする場合は、前項に定めるもののほか、当該開発区域において想定される居住者の需要に支障が生じないように、居住者の利便の増進を図るため必要な公益的施設を適正に配置するものとする。

(防犯灯等)

第14条 開発事業者は、主として一戸建ての分譲住宅の建築を目的とする開発行為であって、開発区域の面積が5,000平方メートル以上の場合、防犯灯、街灯等を設置するものとする。ただし、居住者の夜間の通行の安全を確保し、および犯罪の発生を予防するための措置を講じたときは、この限りでない。

(敷地面積の最低限度)

第15条 開発区域内において予定される建築物の敷地面積の最低限度は、法第33条第4項の規定に基づき、主として一戸建ての分譲住宅の建築を目的とする開発行為にあつては、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積とする。ただし、地区計画等において建築物の敷地面積の最低限度が定められている場合は、この限りでない。

- (1) 市街化区域 140平方メートル
- (2) 前号に掲げるもの以外の区域 200平方メートル

第3章の2 市街化調整区域の開発行為等

(平17条例24・追加)

(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)

第15条の2 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当するものとして市長が指定した土地の区域とする。

(1) 次に掲げるいずれかの区域を含む土地の区域であつて、その境界が道路、河川その他の土地の範囲を明示するのに適切なものにより区切られた区域から、政令第29条の9各号に掲げる区域を除外した土地の区域であること。

ア 40以上の建築物(車庫、物置その他これらに類する附属建築物を除く。イおよびウにおいて同じ。)が距離60メートル以内で連たんしている区域

イ 2以上の建築物が距離60メートル以内で連たんしている2以上の区域が120メートル以内の間隔で近接するとともに、主要な道路で接続されており、かつ、これらの区域に存する建築物の合計が40以上である区域

ウ 40以上の建築物が距離60メートル以内で市街化区域および市街化調整区域にわたって連たんしており、かつ、市街化調整区域において連たんしている建築物が20以上である区域の当該市街化調整区域内の区域

(2) 幅員4メートル以上の道路が区域内に適切に配置されている土地の区域であること。

(3) 排水路その他の排水施設が、当該区域内の下水を有効に排出するとともに、当該区域およびその周辺の地域において当該排水に起因するいっ水等による被害を生じさせないような構造および能力を有し、かつ、適切に配置されている土地の区域であること。

(4) 水道その他の給水施設が、当該区域内について想定される需要に支障を来さないような構造および能力を有し、かつ、適切に配置されている土地の区域であること。

2 市長は、前項の規定により土地の区域を指定したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定は、第1項の市長が指定した土地の区域を変更し、又は当該指定を解除する場合について準用する。

(平26条例63・追加・令4条例10・一部改正)

(環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途等)

第15条の3 法第34条第11号の開発区域およびその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として条例で定める予定建築物等の用途は、次に掲げる用途以外の用途とする。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(イ)項第1号に規定する建築物のうち、自己の居住の用に供する住宅

(2) 建築基準法別表第2(イ)項第2号に規定する建築物のうち、自己の居住および業務の用に供する兼用住宅

2 前項各号に定める用途の予定建築物等の敷地面積は、200平方メートル以上とする。ただし、200平方メートル未満であっても前条第1項の規定により市長が土地の区域を指定する以前から一敷地として使用され、隣接土地との一体性がないものと認められる敷地は、この限りでない。

3 第1項各号に定める用途の予定建築物等の敷地は、前条第1項の規定により市長が土地の区域を指定する以前から存する道路に接しているものとする。

(平26条例63・追加)

(市街化を促進するおそれがない等と認められる市街化調整区域における開発行為)

第15条の4 法第34条第12号の規定により区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定める開発行為は、政令第29条の9各号に掲げる区域を含まない土地の区域における次に掲げる開発行為とする。

(1) 既存集落又はその周辺の区域内において、土地を当該土地の存する区域に係る区域区分日前から所有している者(土地を当該土地の存する区域に係る区域区分日前から、所有し、かつ、当該既存集落又はその周辺の区域内に居住している者から当該区域区分日以後に相続等の承継により所有している者を含む。)であつて、区域区分日前から当該既存集落又はその周辺の区域内に居住しているもの(以下この号において「本家」という。)の親族(当該本家との同居の事実がある者に限る。)が、新たに自己の居住の用に供する1戸の専用住宅を必要とし、かつ、当該既存集落又はその周辺の区域内において建築することについてやむを得ない事情があると認められる場合において、当該土地(その面積が300平方メートル以下のものに限る。)に当該専用住宅を建築することを目的として行う開発行為(第3号に掲げる開発行為を除く。)

(2) 大規模既存集落の区域内に当該区域に係る区域区分日前から居住している者(次号において「本家」という。)が、大規模既存集落の区域(その区域の境界から100メートルの範囲の区域を含む。)内において、新たに自己の居住の用に供する1戸の専用住宅を必要とし、かつ、当該区域内において建築することについてやむを得ない事情があると認められる場合において、当該区域内の土地(その面積が300平方メートル以下のものに限る。)に当該専用住宅を建築することを目的として行う開発行為

(3) 本家の親族(当該本家との同居の事実がある者に限る。)が、大規模既存集落の区域(その区域の境界から100メートルの範囲の区域を含む。)内において、新たに自己の居住の用に供する1戸の専用住宅を必要とし、かつ、当該区域内において建築することについてやむを得ない事情があると認められる場合において、当該区域内の土地(その面積が300平方メートル以下のものに限る。)に当該専用住宅を建築することを目的として行う開発行為

(4) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条に規

定する事業の施行により、市街化調整区域に存する建築物を移転し、又は除却する必要がある場合に、これに代わるものを従前とほぼ同一の規模、用途および構造で建築し、又は建設することを目的として行う開発行為

(5) 地区集会所その他の町内会等の自治組織において運営され、適正な管理が行われる建築物（他の目的の建築物として併せて使用されるものを除く。）を建築することを目的として行う開発行為

(6) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第24条の規定により作成し、又は変更した関連事業計画に基づく移転、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第9条第3項の規定による勧告に基づく移転又はこれらと同等の移転として市長が認めるものに該当し、移転する建築物の代替となる建築物を建築することを目的として行う開発行為

(7) 別表の左欄に掲げる区域において、同表の右欄に定める用途の建築物を建築することを目的として行う開発行為

2 市長は、前項第7号の区域を指定したときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定は、第1項第7号の市長が指定した区域を変更し、又は当該指定を解除する場合について準用する。

（平17条例24・追加、平19条例40・一部改正、平26条例63・旧第15条の2繰下・一部改正・令4条例10・一部改正）

（市街化を促進するおそれがない等と認められる市街化調整区域における建築行為）

第15条の5 政令第36条第1項第3号ハの規定により区域、目的又は用途を限り定める建築物の新築、改築又は用途の変更は、前条に規定する開発行為に係る開発区域内において予定される建築物の要件に該当する建築物の新築、改築又は用途の変更とする。

（平17条例24・追加、平19条例40・旧第15条の4繰上・一部改正、平26条例63・旧第15条の3繰下）

第4章 説明会等

（周知）

第16条 開発事業者（国および都道府県等を除く。以下同じ。）は、法第29条第1項もしくは第2項又は第35条の2第1項の許可の申請の前までに周辺住民に対して、開発行為の計画の内容、予定される建築物、工事の施工方法等について、規則で定めるところにより、周知しなければならない。ただし、法第35条の2第1項の変更の許可を要する開発行為のうち、規則で定めるものについては、この限りでない。

（平19条例40・一部改正）

（説明会の開催）

第17条 開発事業者は、周辺住民から説明会の開催を求められたときは、これに応ずるように努めなければならない。

2 説明会開催要請者は、開発区域の面積が3,000平方メートル以上の規模の開発行為（法第35条の2第1項の変更の許可を要する開発行為のうち、規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）であるときは、規則で定めるところにより、当該開発行為に係る説明会開催要請者の総数の3分の2以上の同意をもって、開発事業者による説明会の開催を市長に要請することができる。

3 市長は、前項の要請があったときは、開発事業者に対し、説明会の開催を要請するものとする。

4 開発事業者は、前項の規定により市長から説明会の開催を要請されたときは、速やかに説明会を開催

しなければならない。

5 説明会開催要請者は、前項の規定により説明会が開催されたときは、同一の開発行為について、再度第2項の規定による要請をすることができない。

6 市長は、開発事業者が説明会を開催した場合において、規則で定める事項の説明が不十分であると認めるときは、再度説明会の開催を要請することができる。

7 開発事業者は、前項の規定により市長から再度説明会の開催を要請されたときは、速やかに説明会を開催しなければならない。

（説明会の報告）

第18条 開発事業者は、前条第4項又は第7項の規定により説明会を開催したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、説明の状況等を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

（指導および勧告）

第19条 市長は、開発事業者が第17条第4項もしくは第7項の規定による説明会を開催しないとき又は前条の規定による報告書を提出しないときもしくは報告書に虚偽の記載をしたときは、当該開発事業者に対し、説明会を開催し、又は報告書を提出するよう指導し、又は勧告することができる。

（事実の公表）

第20条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ勧告に従わない者に対し、秋田市行政手続条例（平成7年秋田市条例第44号）第3章第3節の規定の例により、弁明の機会を付与しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例第9条第1項の規定により置かれる秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。この場合において、市長は、前項の弁明の内容を審議会に報告しなければならない。

第5章 雑則

（委任）

第21条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日前に法第32条の協議の申出があった開発行為については、適用しない。

（河辺町および雄和町の編入に伴う経過措置）

3 河辺町および雄和町の編入の日（以下「編入日」という。）前に法第32条の協議の申出があった旧河辺町および旧雄和町の区域における開発行為については、第7条、第8条、第3章および第4章（編入日以後法第35条の2第1項の変更の許可を要することとなったものにあつては、第8条、第3章および第4章）の規定は、適用しない。

（平16条例61・追加）

4 河辺町および雄和町の編入の際現に旧河辺町および旧雄和町の区域内において着手している開発行為（法第29条第1項第3号又は第4号に掲げる開発行為であつて、第9条第4号に掲げる開発行為に該当するものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

（平16条例61・追加）

附 則（平成15年3月24日条例第19号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

- 附 則（平成16年11月15日条例第61号）
（施行期日）
1 この条例は、平成17年1月11日から施行する。
（経過措置）
2 この条例の施行の際現に区域区分が定められていない都市計画区域内において着手している次に掲げる開発行為については、改正後の秋田市宅地開発に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、適用しない。
（1） 開発行為の規模が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の開発行為（次号に掲げるものを除く。）
（2） 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第3号又は第4号に掲げる開発行為で、新条例第9条第3号に掲げる開発行為に該当するもの
- 附 則（平成17年3月23日条例第24号）
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成19年9月27日条例第40号）
この条例は、平成19年11月30日から施行する。
- 附 則（平成26年6月30日条例第63号）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。
（経過措置）
2 この条例の施行の日の前日において着手している区域区分が定められていない都市計画区域内における開発行為、建築行為および建築物の用途の変更については、改正後の秋田市宅地開発に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則（平成28年3月18日条例第29号）
この条例は、平成28年6月23日から施行する。
- 附 則（平成30年3月19日条例第30号）
この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 附 則（令和4年3月22日条例第10号）
（施行期日）
1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
（経過措置）
2 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条もしくは第35条の2又は第43条の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、改正後の秋田市宅地開発に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第15条の4関係）

（平 26 条例 63・追加、平 28 条例 29・平 30 条例 30・一部改正）

区 域	用 途
一般国道13号、主要地方道秋田雄和本荘線、主要地方道秋田岩見船岡線、主要地方道秋田空港線、主要地方道秋田御所野雄和線、主要地方道秋田北野田線、主要地方道寺内新屋雄和線、一般県道河辺阿仁線、一般県道雄和協和線、一般県道秋田空港東線、市道神内岩見線、市道和田高岡線、市道式田1号線、市道松渕神内線、市道戸島畑谷線、市道広域河辺北野田神内線、市道芝野鹿野戸線、市道芝野本田線、市道本田畑谷線、市道鹿野戸安養寺線、市道椿川安養寺線、市道竹の花藤森線、市道太子前戸賀沢線、市道本田妙法線、市道赤平大張野線、市道松渕白熊戸島線、市道高岡大沢線、市道南台七曲線、市道前田線、市道雄和中通学路線、市道平沢石田妙法線および市道雄和中央線のうち市長が定める区間において、当該道路に対し6メートル以上接している敷地であって、当該道路との境界からおおむね100メートルまでの区域	建築基準法別表第2（い）項第1号および第2号に掲げる建築物以外の建築物ならびに同表（る）項に掲げる建築物以外の用途に供するもので、劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場、ナイトクラブその他これに類する用途に供する建築物又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途に供する建築物についてはその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの

《秋田市風致地区内における建築等の規制に関する条例》

平成24年12月27日
条例第 92 号

- （趣旨）
第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 58 条第 1 項の規定に基づき、風致地区内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。
- （風致地区の種別）
第 2 条 風致地区の種別は、第 1 種風致地区、第 2 種風致地区および第 3 種風致地区とし、その種別ごとの区域は、市長が別に定める。
- 2 市長は、前項の区域を定めたときは、これを告示しなければならない。
- （許可を要する行為等）
第 3 条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
- （1） 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築又は移転
（2） 建築物等の色彩の変更
（3） 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更（以下「宅地の造成等」という。）
（4） 水面の埋立て又は干拓
（5） 木竹の伐採

- （6） 土石の類の採取
（7） 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）又は再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 4 項に規定する再生資源をいう。以下同じ。）の堆積
- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の許可を受けることを要しないものとする。
- （1） 都市計画事業の施行として行う行為
（2） 国、秋田県もしくは市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
（3） 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
（4） 建築物の新築、改築又は増築で、新築、改築又は増築に係る建築物もしくはその部分の床面積の合計が 10 平方メートル以下であるもの（新築、改築又は増築後の建築物の高さが第 1 種風致地区にあつては 8 メートル、第 2 種風致地区

- にあつては12メートル、第3種風致地区にあつては15メートルを超えることとなるものを除く。)
- (5) 建築物の移転で移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの
- (6) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、改築、増築又は移転
- ア 風致地区内において行う工事に必要な仮設の工作物
- イ 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
- ウ 消防又は水防の用に供する望楼および警鐘台
- エ その他の工作物で、新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの
- (7) 建築物等のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
- (8) 面積が10平方メートル以下の宅地の造成等で、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
- (9) 水面の埋立て又は干拓で、当該埋立て又は干拓の面積が10平方メートル以下のもの
- (10) 次に掲げる木竹の伐採
- ア 間伐、枝打ち、整枝その他の木竹の保有のため通常行われる木竹の伐採
- イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
- エ 仮植した木竹の伐採
- オ この項各号および次条各号に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
- (11) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第8号の宅地の造成等と同程度のもの
- (12) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、面積が10平方メートル以下であり、かつ、高さが1.5メートル以下であるもの
- (13) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
- ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
- (7) 建築物の新築、改築、増築又は移転
- (イ) 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系(その支持物を含む。)その他これらに類するもの以外のものの新築、改築、増築又は移転
- (ウ) 建築物等の色彩の変更で第7号に該当しないもの
- (エ) 高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更
- (オ) 高さが5メートルを超える木竹の伐採
- (カ) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が(エ)の土地の形質の変更と同程度のもの
- (キ) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さが1.5メートルを超えるもの
- ウ 認定電気通信事業(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。以下同じ。)又は一般放送(放送法(昭和25年法律第132号)第2条

第3号に規定する一般放送をいう。)の業務(有線ラジオ放送の共同聴取業務に限る。以下同じ。)の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが15メートル以下であるものの新築(一般放送の業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転

- エ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
- (7) 建築物の新築、改築、増築又は移転
- (イ) 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道もしくは林道の設置
- (ウ) 宅地の造成又は土地の開墾
- (エ) 森林の択伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)
- (オ) 水面の埋立て又は干拓

- 3 国、秋田県、市又は規則で定める法人(以下「国等」という。)の機関が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しないものとする。この場合において、国等の機関は、その行為をしようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。

(適用除外)

第4条 次に掲げる行為については、前条第1項の許可を受け、又は同条第3項の規定による協議をすることを要しないものとする。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。

- (1) 国土保全施設、水資源開発施設、道路交通、船舶交通もしくは航空機の航行の安全のため必要な施設、気象、海象、地象、洪水等の観測もしくは通報の用に供する施設、自然公園の保護もしくは利用のための施設もしくは都市公園もしくはその施設の設置もしくは管理に係る行為、土地改良事業もしくは地方公共団体もしくは農業等を営む者が組織する団体が行う農業構造、林業構造もしくは漁業構造の改善に関する事業の施行に係る行為、重要文化財等の保存に係る行為又は鉱物の掘採に係る行為で規則で定めるもの
- (2) 道路、鉄道もしくは軌道、国もしくは地方公共団体が行う通信業務、認定電気通信事業もしくは基幹放送(放送法第2条第2号に規定する基幹放送をいう。)の用に供する線路もしくは空中線系(その支持物を含む。)、水道もしくは下水道又は電気工作物もしくはガス工作物の設置又は管理に係る行為で規則で定めるもの

(許可の基準および条件)

第5条 市長は、第3条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。

- (1) 建築物等の新築および増築については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 仮設の建築物等

- (7) 当該建築物等(増築の場合にあつては、当該増築部分)の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。
- (イ) 当該建築物等(増築の場合にあつては、増築後の建築物等)の規模および形態が新築又は増築の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

イ 地下に設ける建築物等

当該建築物等(増築の場合にあっては、増築後の建築物等)の位置および規模が新築又は増築の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ その他の建築物等

(7) 建築物にあっては、当該建築物(増築の場合にあっては、当該増築部分の建築物)の高さが、第1種風致地区にあっては8メートル、第2種風致地区にあっては12メートル、第3種風致地区にあっては15メートルを超えないこと。ただし、当該建築物の位置、規模、形態および意匠が新築又は増築の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められるときは、この限りでない。

(4) 建築物にあっては、当該建築物(増築の場合にあっては、増築後の建築物)の建築面積の敷地面積に対する割合が、第1種風致地区にあっては10分の2、第2種風致地区にあっては10分の3、第3種風致地区にあっては10分の4以下であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(ウ) 建築物にあっては、当該建築物(増築の場合にあっては、当該増築部分)の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、第1種風致地区にあっては道路に接する敷地境界線からは3メートル、その他の敷地境界線からは1.5メートル、第2種風致地区および第3種風致地区にあっては道路に接する敷地境界線からは2メートル、その他の敷地境界線からは1メートル以上あること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められるときは、この限りでない。

(イ) 建築物にあっては当該建築物(増築の場合にあっては、当該増築後の建築物)の位置、形態および意匠が、工作物にあっては当該工作物(増築の場合にあっては、増築後の工作物)の位置、規模、形態および意匠が、新築又は増築の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(オ) 建築物にあっては、その敷地が造成された宅地又は埋立てもしくは干拓が行われた土地であるときは、風致の維持に必要な植栽その他の措置を行うものであること。ただし増築の場合にあっては、この限りでない。

(2) 建築物等の改築については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築物にあっては、改築後の建築物の高さが改築前の建築物の高さを超えないこと。ただし、改築前の建築物の高さが第1種風致地区にあっては8メートル、第2種風致地区にあっては12メートル、第3種風致地区にあっては15メートルに満たないときは、それぞれ8メートル、12メートル又は15メートルを超えないこと。

イ 建築物にあっては改築後の建築物の形態および意匠が、工作物にあっては改築後の工作物の規模、形態および意匠が、改築の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(3) 建築物等の移転については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築物にあっては、移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離が、第1種風致地区にあっては道路に接する敷地境界線からは3メートル、その他の敷地境界線からは1.5メートル、第2種風致地区および第3種風致地区にあっては道路に接する敷地境界線からは2メートル、その他の敷地境界線からは1メートル以上あること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められるときは、この限りでない。

イ 移転後の建築物等の位置が、移転の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(4) 建築物等の色彩の変更については、当該変更後の色彩が、当該変更の行われる建築物等の存する土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(5) 宅地の造成等については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積の宅地の造成等に係る土地の面積に対する割合が、第1種風致地区にあっては40パーセント、第2種風致地区にあっては30パーセント、第3種風致地区にあっては20パーセント以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められるときは、この限りでない。

イ 宅地の造成等に係る土地およびその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ウ 1ヘクタールを超える宅地の造成等にあっては、次に掲げる行為を伴わないこと。

(7) 高さが3メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土

(イ) 区域の面積が1ヘクタール以上である森林で風致の維持上特に枢要であるものとして、あらかじめ市長が指定したものの伐採

エ 1ヘクタール以下の宅地の造成等でウの(ア)に規定する切土又は盛土を伴うものにおいて、適切な植栽を行うこと等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

(6) 水面の埋立て又は干拓については、次に掲げる要件に該当するものであること。

ア 適切な植栽を行うこと等により行為後の地貌が当該土地およびその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。

イ 当該行為に係る土地およびその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(7) 木竹の伐採については、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地およびその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 第3条第1項第1号および第3号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採

イ 森林の択伐

ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐(第5号ウの(イ)に規定する森林に係るものを除く。)で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの

エ 森林である土地の区域外における木竹の伐採

(8) 土石の類の採取については、採取の方法が、採取を行う土地およびその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(9) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積については、堆積を行う土地およびその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

2 第3条第1項の許可には、風致を維持するために必要な条件を付することができる。この場合において、その条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(許可事項の変更)

第6条 第3条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項に規定する変更の許可について準用する。

3 第3条第1項の許可を受けた者は、第1項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(行為の完了等の届出)

第7条 第3条第1項又は前条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(監督処分)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、もしくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、もしくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転もしくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者

(2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主もしくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事を行っている者もしくはした者

(3) 第3条第1項又は第6条第1項の許可に付した条件に違反している者

(4) 詐欺その他不正な手段により、第3条第1項又は第6条第1項の許可を受けた者

2 市長は、前項の規定により処分(許可の取消しを除く。)をし、又は必要な措置をとることを命じようとするときは、秋田市行政手続条例(平成7年秋田市条例第44号)第12条第1項の規定による意見

陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 第1項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者もしくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合において、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨およびその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者もしくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ告示しなければならない。

(立入検査)

第9条 市長又はその命じた者もしくは委任した者は、この条例の施行に必要な限度において、この条例の規定による許可に係る土地に立ち入り、当該土地もしくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている行為の状況を検査することができる。

2 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第8条第1項の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第12条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項又は第6条第1項の規定に違反した者

(2) 第5条第2項(第6条第2項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第13条 第9条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第14条 法人の代表者又は法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して、前3条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年秋田県条例第21号。以下「県条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為(本市の区域における風致地区に係るものに限る。)は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前に本市の区域内においてした県条例第12条から第15条までの規定の適用を受ける行為に対する罰則の適用については、県条例の例による。